

**平成 26 年度事業報告書**  
**【船員保険事業】**  
**(2014)**

---

事業期間：平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日



## 目次

加入者・船舶所有者の皆様へ	1
第1章 全国健康保険協会の理念及び船員保険事業運営方針	
1. 理念	2
2. 平成26年度の事業運営方針	2
第2章 加入者及び船舶所有者数の状況	
1. 加入者、船舶所有者の動向	4
2. 加入者の年齢構成	4
第3章 医療費と保険給付費の動向	
1. 医療費及び保険給付費（年金給付費を除く）の動向	6
2. 年金給付費の動向	9
第4章 船員保険財政の動向	
1. 平成27年度予算編成と保険料率決定までの動き	10
2. 平成26年度の協会決算の状況	11
第5章 船員保険事業の概況	
1. 保険運営の企画・実施	13
2. 保険給付等の円滑な実施	27
3. 保健・福祉事業の着実な実施	33
4. 組織運営及び業務改革	41
第6章 東日本大震災における影響と対応について	44
第7章 平成26年度の総括と今後の運営	46
協会の運営に関する各種指標（船員保険関係係数値）	49
平成26年度の財務諸表等	52
参考資料	74

## 加入者・船舶所有者の皆様へ

全国健康保険協会が船員保険事業の運営を担うようになってから、6年目に入りました。

この間、私どもは、わが国の海運及び水産を支える船員の方々及びそのご家族の健康と福祉の向上を図るため、職員が一丸となって事業運営に取り組んでまいりました。事業運営に当たっては、船員保険協議会等のご意見をいただきながら、加入者や船舶所有者の皆様のご意見を反映した、自主自律の運営に努めるとともに、民間組織として業務の効率化を進め、サービスの質の向上を図ってまいりました。

おかげさまで、加入者及び船舶所有者の皆様をはじめとする、関係者の皆様のご協力とご支援をいただいて、事業運営は、着実に安定してきております。この場をお借りして、改めて、日頃のご高配に厚く御礼申し上げます。

船員保険を取り巻く環境については、26年度は、被保険者数をみると、漁業関係の方の減少が続いていることの影響を受けて、全体では減少が続く中、汽船関係の方については、わずかながら増勢に転じるという変化があり、保険料を負担いただく際の基礎となる被保険者の皆様の所得についても、協会が船員保険事業の運営に携わるようになって以来最高水準となるなど、制度の安定運営を図る上で追い風となる変化も見られましたが、加入者1人当たりの医療費は、4年連続で増加が続いており、高齢者の医療費を支えるための支出が依然として船員保険全体の支出の約3分の1を占めている状況等をみると、引き続き、気を引き締めて業務に当たることが必要と思われます。

船員保険事業の安定的な運営を確保していくためには、加入者や船舶所有者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、ジェネリック医薬品の更なる使用促進やレセプト点検の強化など、医療費の適正化に向けた取組みを、引き続き、積極的に推進していくことが重要であることは申し上げるまでもありませんが、その上で、今後は、加入者の皆様の健康づくりを積極的に支援し、結果として医療費の支出を必要最小限のものとしていくことを目指したいと考えます。

このため、26年度には、今後3年間において、加入者におけるメタボリックシンドローム該当事者の割合や喫煙率を引き下げていくことを目標に掲げて「船員保険データヘルス計画」を作成したところであり、今後、関係団体や船舶所有者の皆様とも協働しながら、その実現を図ってまいりたいと考えます。

また、船員労働の特殊性を踏まえ実施している、無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業についても、関係団体等の協力の下、着実に実施してまいります。

船員保険が、加入者や船舶所有者の皆様にとって身近で、かつ無くてはならない存在となり、すべての加入者の皆様から、「船員保険の加入者で本当に良かった」と喜んでいただけるよう、引き続き、様々な取組みを進めてまいります。

今後とも、皆様からのご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

全国健康保険協会  
理事長 小林 剛

# 第1章 全国健康保険協会の理念及び船員保険事業運営方針

## 1. 理念

### (1) 基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

### (2) 基本コンセプト

基本使命を踏まえ、保険者の機能を十分に發揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

- ・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

## 2. 平成26年度の事業運営方針

26年3月に策定した26年度の事業運営の方針は、次のとおりです。

協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、上記1の協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組みます。

また、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成します。

26年度においては、

- (1) 船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分踏まえた事業運営に引き続き努めるとともに、加入者や船舶所有者の視点に立って積極的に情報提供等を行うほか、サービススタンダードを遵守するなど、常にサービスの向上を図ります。
- (2) また、特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上を図るための各種取組みを強化するとともに、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活の支援や船舶所有者における健康づくりの支援を推進するなど、総合的な取組みを継続します。
- (3) さらに、加入者の負担を軽減し、効率的な医療の提供を図るため、自動点検機能を活用したレセプト点検の実施に向けた取組み、医療費通知やジェネリック医薬品の使用促進などの取組みを推進します。

事業運営に当たっては、

- (1) 中期的な財政見通しや医療保険制度改革の動向等を踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努めます。なお、国による社会保障・税番号制度実施の取組状況、日本年金機構ほか関係機関との調整状況を踏まえ、実施に向けた検討を行います。
- (2) また、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映するとともに、積極的な広報・情報開示に努めます。
- (3) さらに、P D C A（計画、実行、評価、改善）サイクル等を通じた効率化や日本年金機構等の関係機関との連携に努めます。

## 第2章 加入者数及び船舶所有者数の状況

### 1. 加入者、船舶所有者の動向

26年度末現在の被保険者数は57,750人であり、前年度末に比べて109人(0.2%)減少していますが、減少率は鈍化してきています。被保険者のうち、疾病任意継続被保険者数は3,221人であり、前年度末に比べて177人(5.2%)減少しています。

被扶養者数は67,347人であり、前年度末に比べて1,941人(2.8%)減少しています。加入者数では125,097人であり、前年度末に比べて2,050人(1.6%)減少していますが、被保険者数等と同じく、減少率は鈍化してきています。

26年度の被保険者1人当たりの平均標準報酬月額は398,897円であり、前年度に比べて1.5%増加しており、24年度から3年連続で増加しており、協会が船員保険事業の運営に携わるようになって以来最高水準となっています。

平均標準賞与月数は平均標準報酬月額の1.40月であり、前年度に比べて0.06月増加しています。

船舶所有者数は5,729人であり、前年度末に比べて53人(0.9%)減少していますが、大きな変化はありません。

【(図表2-1) 加入者、船舶所有者等の動向】

(加入者:人、平均標準報酬月額:円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
被保険者数	60,848 (▲1.6%)	59,981 (▲1.4%)	58,722 (▲2.1%)	58,231 (▲0.8%)	57,859 (▲0.6%)	57,750 (▲0.2%)
うち疾病任意継続被保険者数	4,150 (13.0%)	3,756 (▲9.5%)	3,508 (▲6.6%)	3,557 (1.4%)	3,398 (▲4.5%)	3,221 (▲5.2%)
被扶養者数	79,663 (▲3.2%)	76,344 (▲4.2%)	73,468 (▲3.8%)	71,237 (▲3.0%)	69,288 (▲2.7%)	67,347 (▲2.8%)
加入者数	140,511 (▲2.5%)	136,325 (▲3.0%)	132,190 (▲3.0%)	129,468 (▲2.1%)	127,147 (▲1.8%)	125,097 (▲1.6%)
平均標準報酬月額	394,901 (0.1%)	389,649 (▲1.3%)	388,869 (▲0.2%)	390,432 (0.4%)	392,966 (0.6%)	398,897 (1.5%)
船舶所有者数	6,066 (▲1.4%)	6,001 (▲1.1%)	5,924 (▲1.3%)	5,819 (▲1.8%)	5,782 (▲0.6%)	5,729 (▲0.9%)

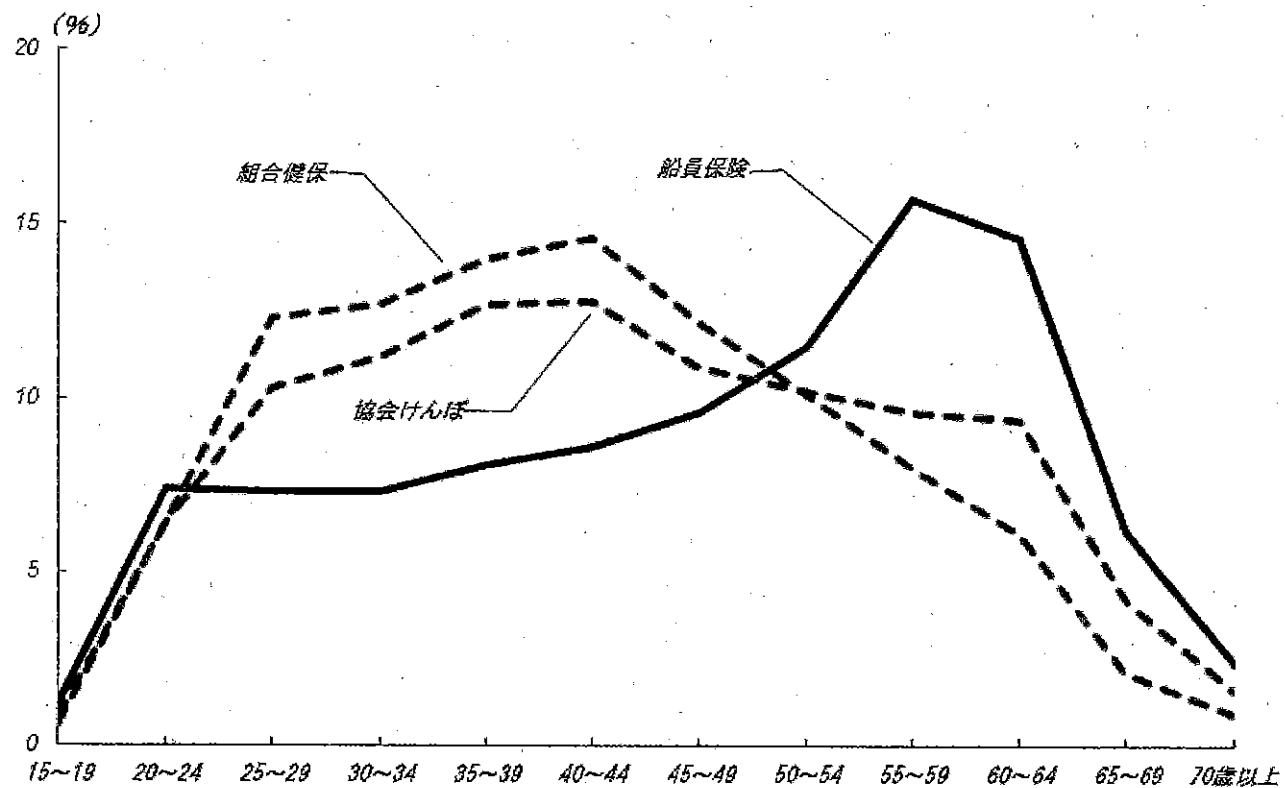
注) ( ) 内は対前年度増減率です。

### 2. 加入者の年齢構成

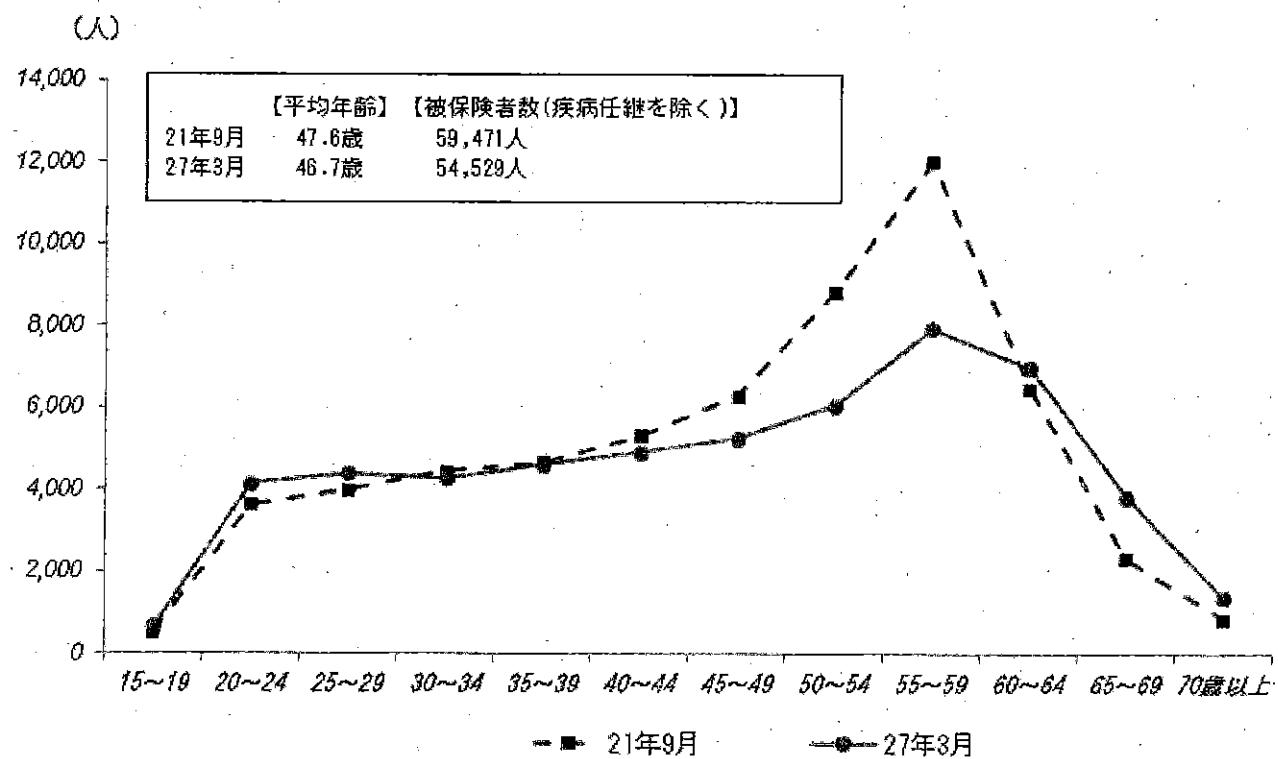
船員保険では、以前から指摘されているように、被用者保険の中では、1人当たりの医療費が比較的低額である20代から30代の被保険者の割合が少なく、1人当たりの医療費が高額となる50代から60代の被保険者の割合が高いという特徴があります。(図表2-2参照)

27年3月末における船員保険被保険者の平均年齢は、46.7歳であり、船員保険事業の運営が全国健康保険協会に移管される直前の21年9月末における平均年齢が47.6歳であったのに比べ、1歳ほど若くなっていますが、50代以降の被保険者の加入割合が高いという状況は、一定程度緩和されたとはいえ基本的には変わっておらず、今後における船員保険事業の安定的な運営を図る上では、引き続き、この点に十分留意していく必要があります。(図表2-3参照)

【(図表 2-2) 制度別被保険者の年齢構成の比較 (25年10月1日現在)】



【(図表 2-3) 被保険者の年齢階層別の推移】



## 第3章 医療費と保険給付費の動向

### 1. 医療費及び保険給付費（年金給付費を除く）の動向

26年度の医療費総額は約239億円であり、加入者数の減等の影響もあって前年度に比べて0.6%減少しています。

このうち、医療給付費は約189億円であり、前年度に比べて0.6%減少し、その内訳は、現物給付が約185億円で前年度に比べ0.7%減少した一方、現金給付費（療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限る）は約4億円で前年度に比べて6.0%増加しています。

また、その他の現金給付費（傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計）は約27億円であり、前年度に比べて0.7%増加しています。

その結果、医療給付費にその他の現金給付費を加えた保険給付費（年金給付費を除く）の合計額は約216億円であり、前年度に比べて0.4%減少しています。

【(図表3-1) 医療費と保険給付費（年金給付費を除く）の動向【全体】】

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
医療費総額	25,940 (▲1.2%)	24,547 (▲5.4%)	24,573 (0.1%)	24,415 (▲0.6%)	24,037 (▲1.5%)	23,892 (▲0.6%)
医療給付費①	20,548 (▲1.5%)	19,359 (▲5.8%)	19,633 (1.4%)	19,411 (▲1.1%)	19,005 (▲2.1%)	18,894 (▲0.6%)
現物給付	20,148 (▲0.9%)	18,907 (▲6.2%)	19,157 (1.3%)	19,036 (▲0.6%)	18,621 (▲2.2%)	18,488 (▲0.7%)
現金給付費(注1)	400 (▲22.6%)	452 (13.0%)	475 (5.1%)	375 (▲21.1%)	383 (2.2%)	406 (6.0%)
その他の現金給付費 (注2)②	4,253 (▲3.5%)	3,551 (▲16.5%)	2,992 (▲15.8%)	2,632 (▲12.0%)	2,687 (2.1%)	2,706 (0.7%)
①+②	24,802 (▲1.8%)	22,910 (▲7.6%)	22,624 (▲1.2%)	22,043 (▲2.6%)	21,692 (▲1.6%)	21,599 (▲0.4%)

注1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注3) 19年の法改正により、22年1月以降は、21年末まで船員保険から支給されていた職務上給付（労災保険相当分）は労災保険から支給される（22年1月以降の災害に限る。）こととなりました。

注4) ( ) 内は、対前年度の増減率です。（以下、図表3-2から図表3-6についても同様）

医療給付費の状況を加入者1人当たりでみると、医療費総額は189,794円であり、前年度に比べて1.1%の増加であり、4年連続の増加となっています。

また、医療給付費は150,089円であり、昨年度がほぼ前年度並みであったのに対し、1年ぶりに増勢に転じ、1.1%の増加となっています。

このうち現物給付は146,863円であり、前年度に比べ1.0%の増加、現金給付費は3,226円であり、前年度に比べて7.8%増加しています。

また、その他の現金給付費は、21,493円であり、前年度に比べて2.4%増加しています。保険給付費は171,581円であり、前年度に比べて1.3%増加しています。

【(図表3-2)加入者1人当たり医療費と加入者1人当たり保険給付費(年金給付を除く)の動向【全体】】

(単位:円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
平均加入者数 (人)	142,072	138,007	133,690	130,779	128,054	125,884
医療費総額	182,580 (1.5%)	177,866 (▲2.6%)	183,803 (3.3%)	186,691 (1.6%)	187,709 (0.5%)	189,794 (1.1%)
医療給付費①	144,633 (1.2%)	140,275 (▲3.0%)	146,851 (4.7%)	148,426 (1.1%)	148,411 (▲0.0%)	150,089 (1.1%)
現物給付	141,814 (1.8%)	136,998 (▲3.4%)	143,296 (4.6%)	145,558 (1.6%)	145,418 (▲0.1%)	146,863 (1.0%)
現金給付費 (注1)	2,818 (▲20.4%)	3,277 (16.3%)	3,556 (8.5%)	2,868 (▲19.3%)	2,993 (4.3%)	3,226 (7.8%)
その他の現金 給付費 (注2)②	29,939 (▲0.9%)	25,733 (▲14.0%)	22,377 (▲13.0%)	20,127 (▲10.1%)	20,984 (4.3%)	21,493 (2.4%)
①+②	174,571 (0.8%)	166,009 (▲4.9%)	169,229 (1.9%)	168,554 (▲0.4%)	169,394 (0.5%)	171,581 (1.3%)

注1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注3) 19年の法改正により、22年1月以降は、21年末まで船員保険から支給されていた職務上給付(労災保険相当分)は労災保険から支給される(22年1月以降の災害に限る。)こととなりました。

また、医療費及び保険給付費(年金給付を除く)のうち、職務外の事由に関する給付、下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付並びに経過的な職務上の事由による給付の内訳は、図表3-3、図表3-4及び図表3-5のとおりです。

【(図表3-3)職務外の事由に関する給付】

(単位:百万円)

	21年度(注3)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
医療費総額	5,587 (-)	22,256 (-)	22,714 (2.1%)	22,509 (▲0.9%)	22,208 (▲1.3%)	22,117 (▲0.4%)
医療給付費①	4,258 (-)	17,068 (-)	17,774 (4.1%)	17,504 (▲1.5%)	17,176 (▲1.9%)	17,119 (▲0.3%)
現物給付	4,226 (-)	16,654 (-)	17,340 (4.1%)	17,167 (▲1.0%)	16,814 (▲2.1%)	16,778 (▲0.2%)
現金給付費 (注1)	32 (-)	414 (-)	434 (4.8%)	337 (▲22.2%)	362 (7.3%)	341 (▲5.9%)
その他の現金給付費 (注2)②	574 (-)	2,559 (-)	2,438 (▲4.7%)	2,230 (▲8.5%)	2,324 (4.2%)	2,369 (1.9%)
①+②	4,832 (-)	19,626 (-)	20,212 (3.0%)	19,735 (▲2.4%)	19,500 (▲1.2%)	19,488 (▲0.1%)

注1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注3) 21年度は22年1月から平成22年3月の3ヶ月分の数値です。(図表3-4及び図表3-5についても同様)

【(図表3-4) 下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付】

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
医療費総額	561 (-)	1,947 (-)	1,653 (▲15.1%)	1,771 (7.1%)	1,709 (▲3.5%)	1,704 (▲0.3%)
医療給付費 ①	561 (-)	1,947 (-)	1,653 (▲15.1%)	1,771 (7.1%)	1,709 (▲3.5%)	1,704 (▲0.3%)
現物給付	558 (-)	1,925 (-)	1,634 (▲15.1%)	1,735 (6.2%)	1,688 (▲2.7%)	1,640 (▲2.9%)
現金給付費(注1)	3 (-)	23 (-)	20 (▲12.9%)	36 (82.0%)	21 (▲41.6%)	64 (208.2%)
その他の現金給付費 (注2) ②	— (-)	92 (-)	138 (50.0%)	151 (9.7%)	129 (▲14.9%)	160 (24.0%)
①+②	561 (-)	2,039 (-)	1,791 (▲12.2%)	1,922 (7.3%)	1,838 (▲4.4%)	1,864 (1.4%)

注1) 「現金給付費」は、医療に係る現金給付である療養費（一部負担金相当額の支払を含む）及び移送費に限っています。  
(図表3-5についても同様)

注2) 「その他の現金給付費」は、休業手当金です。

【(図表3-5) 経過的な職務上の事由による給付(注1)】

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
医療費総額	165 (-)	344 (-)	205 (▲40.3%)	136 (▲33.8%)	120 (▲11.9%)	71 (▲40.8%)
医療給付費 ①	165 (-)	344 (-)	205 (▲40.3%)	136 (▲33.8%)	120 (▲11.9%)	71 (▲40.8%)
現物給付	164 (-)	328 (-)	183 (▲44.1%)	134 (▲27.0%)	119 (▲10.9%)	70 (▲41.5%)
現金給付費	1 (-)	16 (-)	22 (39.2%)	2 (▲90.6%)	0 (▲81.9%)	1 (184.8%)
その他の現金給付費 (注2) ②	474 (-)	901 (-)	416 (▲53.8%)	251 (▲39.8%)	234 (▲6.5%)	177 (▲24.5%)
①+②	639 (-)	1,245 (-)	621 (▲50.1%)	386 (▲37.8%)	354 (▲8.4%)	248 (▲30.0%)

注1) 「経過的な職務上の事由による給付」とは、21年12月以前の職務上の事由による傷病手当金や障害年金等の給付については、19年の法改正前の船員保険法に基づく給付であるため、経過的に協会から支給しているものです。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料の合計です。

## 2. 年金給付費の動向

26年度の年金給付費は42億円であり、前年度と比べて2.4%減少しています。受給権者数は2,250人であり、前年度に比べて0.9%減少しています。

【(図表3-6)年金給付費の動向】

(年金給付費:百万円、受給権者数:人)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
年金給付費（注1）	4,517 (1.8%)	4,507 (▲0.2%)	4,289 (▲4.8%)	4,277 (▲0.3%)	4,341 (1.5%)	4,238 (▲2.4%)
受給権者数（注2）	2,289 (1.9%)	2,311 (1.0%)	2,309 (▲0.1%)	2,283 (▲1.1%)	2,271 (▲0.5%)	2,250 (▲0.9%)

注1) 年金給付費は、障害手当金、遺族一時金等の各種一時金を含めています。なお、26年度の年金給付費のうち、19年雇用保険法等の一部を改正する法律による改正後の船員保険法に基づく年金給付費は9,476万円であり、そのうち障害年金と遺族年金の年金給付費は1,571万円です。

注2) 受給権者数は、各年度末における障害年金及び遺族年金の受給権者数の合計です。なお、26年度の受給権者数のうち、19年雇用保険法等の一部を改正する法律による改正後の船員保険法に基づく受給権者数は12人となっています。

## 第4章 船員保険財政の動向

### 1. 平成27年度予算編成と保険料率決定までの動き

#### (1) 疾病保険料率について

疾病保険料率については、船員保険事業の運営が全国健康保険協会に移管された以降、22年度及び23年度は9.4%（被保険者、船舶所有者で折半）に据え置いた後、被保険者数の減少及び1人当たりの医療費の増加の傾向等を踏まえ、年度収支の均衡を図る観点から、船員保険協議会等に諮った上で、24年度は9.8%、25年度は10.1%と引き上げました。

26年度においては、25年度と同様に、被保険者数の減少及び1人当たりの医療費の増加の傾向等が継続して見られたものの、平均標準報酬月額がわずかではありますが、増加傾向にあったことから、10.1%で据え置くことといたしました。

27年度の保険料率については、26年度の保険料率10.1%を据え置いた場合、26年12月の船員保険協議会において審議いただいた時点では、年度収支は約13億円の黒字となることが見込まれましたが、

- ① 27年度に見込まれる黒字は、被保険者保険料負担軽減分（控除率）<sup>(注)</sup>として準備金を約15億円取り崩す前提であり、実質的な収支としてはわずかながら、赤字が見込まれること
- ② 仮に準備金の取崩し分を考慮しなかった場合においても、30年度には赤字に転じ、その後、赤字幅が拡大することから準備金の残高が減少していくことが見込まれる等、中期的にはかなり厳しい見通しであること
- ③ 被保険者数の減少傾向及び1人当たりの医療費の増加傾向は、緩やかではありますが、依然として続いており、支出面で大きな負担である高齢者医療制度に対する拠出金の負担も依然として高水準で推移することが見込まれる等、財政運営を考える上での基本的な環境が大きく変わっていないこと

等から、26年度の保険料率10.1%を据え置くこととし、万一、赤字額が発生した場合には、準備金の活用を図ることにより対処することとしました。

#### (2) 災害保健福祉保険料率について

災害保健福祉保険料率については、27年度においては、26年度の保険料率1.05%を据え置いた場合、26年12月の船員保険協議会において審議いただいた時点では、年度収支は約9億円の赤字が見込まれましたが、26年度末の準備金残高が約165億円見込まれることを踏まえ、赤字が発生した場合には、準備金を取り崩すことにより対応することとし、現行の保険料率を据え置くこととしました。

なお、28年度以降については、その収支状況を見つつ、今後の福祉事業の動向等も踏まえながら、必要な見直しを行っていくこととしています。

注) 被保険者保険料負担軽減分（控除率）とは、19年の法改正時に特例措置として「被保険者の負担を軽減するため必要があるときは、期間を定めて保険料率から0.5%までの範囲で協会が定める率を控除して保険料とすることができる」とされ、その負担軽減分に相当する財源は準備金を取り崩して賄うこととなります。

【(図表4-1) 船員保険一般保険料率の推移】

○疾病保険料率

(単位：%)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
被保険者負担率	4.55	4.55	4.55	4.55	4.55	4.55	4.55
控除率	0.15	0.15	0.15	0.35	0.50	0.50	0.50
船舶所有者負担率	4.70	4.70	4.70	4.90	5.05	5.05	5.05
計	9.40	9.40	9.40	9.80	10.10	10.10	10.10

○災害保健福祉保険料率

(単位：%)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
船舶所有者負担率	1.40	1.40	1.40	1.20	1.05	1.05	1.05

○合計保険料率

(単位：%)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
被保険者負担率	4.55	4.55	4.55	4.55	4.55	4.55	4.55
控除率	0.15	0.15	0.15	0.35	0.50	0.50	0.50
船舶所有者負担率	6.10	6.10	6.10	6.10	6.10	6.10	6.10
計	10.80	10.80	10.80	11.00	11.15	11.15	11.15

## 2. 平成26年度の協会決算の状況

26年度の決算報告書では、船員保険の収入は約470億円であり、支出は約444億円で、収支差は約25億円となりました。

収入の主な内訳は、保険料等交付金が約348億円、疾病任意継続被保険者保険料が約13億円、国庫補助金・負担金が約30億円、職務上年金給付費等交付金が約61億円であり、この他に被保険者の皆様の保険料負担の軽減を図るため、船員保険の準備金からの取崩しが約15億円計上されています。

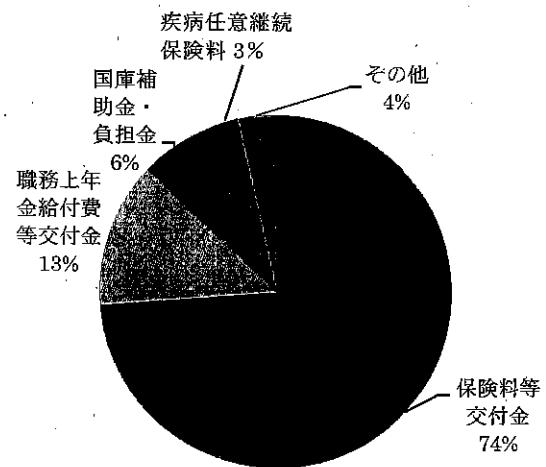
一方、支出の主な内訳は、保険給付費が約259億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が約117億円、介護納付金が約34億円、業務経費・一般管理費が約33億円となっています。

なお、今後の保険給付費等の支払いに備えるとともに、被保険者の皆様の保険料率の軽減に充てるため等の財源として保有している船員保険の準備金の残高は、25年度末において約390億円でしたが、26年度においては、このうち約302億円を金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）において運用し、その運用益は約86百万円となっています。

このように、船員保険の財政状況は、近年比較的安定してきていますが、収入面においては、毎年度、準備金から一定額を取り崩すことを前提としていることや、緩やかになってきているとはいえ、被保険者数は依然として減少傾向にある一方で、加入者1人当たりの医療費は、増加傾向にあること等に鑑みれば、船員保険事業について、安定した運営を実現、確保していくためには、各種指標の動向等も見極めながら、引き続き、中長期的な観点から慎重な財政運営を図っていく必要があります。

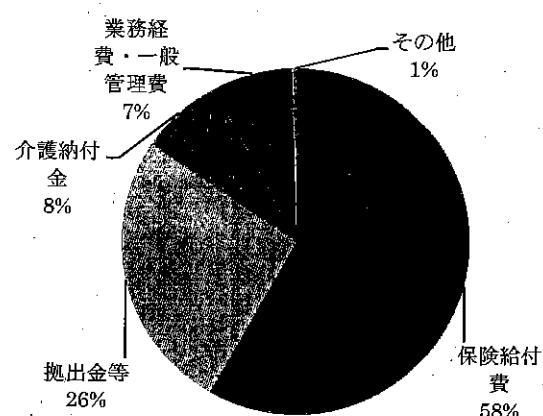
【(図表 4-2) 26 年度 船員保険勘定決算の収入の概要】

収入計	470 億円
保険料等交付金	348 億円
疾病任意継続保険料	13 億円
国庫補助金・負担金	30 億円
職務上年金給付費等交付金	61 億円
その他	16 億円



【(図表 4-3) 26 年度 船員保険勘定決算の支出の概要】

支出計	444 億円
保険給付費	259 億円
拠出金等	117 億円
介護納付金	34 億円
業務経費・一般管理費	33 億円
その他	2 億円



## 第5章 船員保険事業の概況

### 1. 保険運営の企画・実施

#### 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

保険者機能の強化、発揮という観点からは、これまでも、加入者や船舶所有者の皆様に船員保険事業について理解を深め、より身近に感じていただくため、情報提供や広報の充実に努めるとともに、効率的な医療の実現に向けて、ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の効果的な実施等に積極的に取り組んできたところですが、26年度においては、これらに加えて、加入者の皆様の健康づくりにおいて積極的な役割を果たすことが求められるようになりました。

医療保険事業の安定した運営を確保するためには、保険者における様々な取組みの中でも、加入者の皆様が将来にわたって健康に暮らすことができる、あるいは病気等になっても重症化することなく暮らしていくけるような環境づくりを支援することの優先順位が高まっていると考えますが、こうした中、昨年6月には、国から健康保険組合等に対し、医療費の支払い情報（レセプトデータ）等の分析に基づき、加入者の健康保持増進のための取組みを効果的かつ効率的に実施するための事業計画として、“データヘルス計画”を作成・公表し、その実施を図ることが求められたところです。

これを受けて、船員保険においても、26年度においては、健診データ等の分析に基づき、加入者の皆様に対する健康づくりの支援を、効果的かつ効率的に実施するための計画として、「船員保険データヘルス計画」を策定し、27年度から29年度までの3か年において、PDCAサイクルの下でその実現を図っていくこととしたところです。

また、情報提供・広報の充実については、新たにメールマガジンの配信サービスを開始し、加入者や船舶所有者の皆様へ役立つ情報をタイムリーにお伝えする等の新たな取組みを始めるとともに、インターネットを利用されない方々等を対象とした紙媒体による広報の充実にも鋭意取り組みました。広報等の実施に当たっては、送付物に関するアンケートの実施等を通じて、加入者等の皆様のニーズ等の把握に努め、より効果的・効率的な内容となるよう努めました。

さらに、効率的な医療の実現に向けた取組みとしては、ジェネリック医薬品の使用促進に関する取組みを強化するとともに、レセプト点検の実施に当たっては、これまでの点検員による取組みに加えて、点検対象とすべきレセプトを自動的に抽出するシステムの開発・導入を進め、その効果的な実施を図る等の取組みを行いました。

このほか、柔道整復施術療養費の適正化の取組み、下船後の療養補償利用に当たっての制度周知等の取組み等とともに、保険給付費の適正化を図るため、引き続き、被扶養者資格の再確認や、無資格受診等の事由による債権の回収の強化にも努めました。

## (1) 船員保険 データヘルス計画の策定

今回の「船員保険データヘルス計画」の策定に当たっては、利用できるデータの制約もあって健診の結果データ等を中心に分析を行ったところですが、分析等の結果によれば、船員保険の加入者の方々については、その健康づくりの支援を考えていく上では、

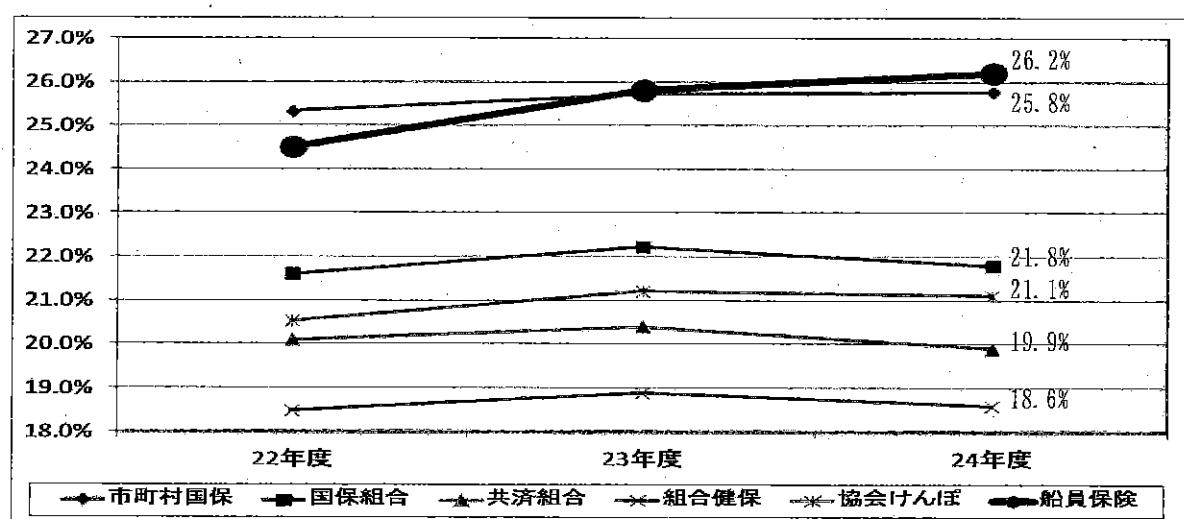
- ・他の医療保険の加入者と比べてメタボリックシンドロームの方の割合が高い  
(健保組合 18.6%に対し、船員保険 26.2% (図表 5-1) )
- ・国民全体と比較すると、喫煙率が極めて高い  
(国民 20.7%に対し、船員保険 44.6% (図表 5-2) )

という特徴があることが確認されました。

このため、船員保険においては、今後3年間の計画期間において、被保険者におけるメタボ該当者の割合及び喫煙者の割合を減少させることを取組みの2大柱として、加入者の健康づくりに関する様々な取組みを推進、展開していくこととしました。

船員保険では、これまででも、一人ひとりの健診結果に応じた、いわゆるオーダーメイドの「情報提供冊子」の配付や船員の方々が集まる研修や会合等の場に保健師等が講師として伺い、健康づくりに関するお話をさせていただく出前健康講座などの取組みを通じて、被保険者や船舶所有者の皆様に、健康に対する意識を高めていただくよう努めてきましたが、データヘルス計画では、さらにこれを推し進め、加入者等の皆様に、健康診断等の受診の重要性や健康意識そのものの醸成、メタボの予防・重症化防止、禁煙の重要性等を理解いただけるよう、関係団体や船舶所有者の皆様とも協働して、加入者の皆様の健康づくりを積極的に支援、促進してまいります。

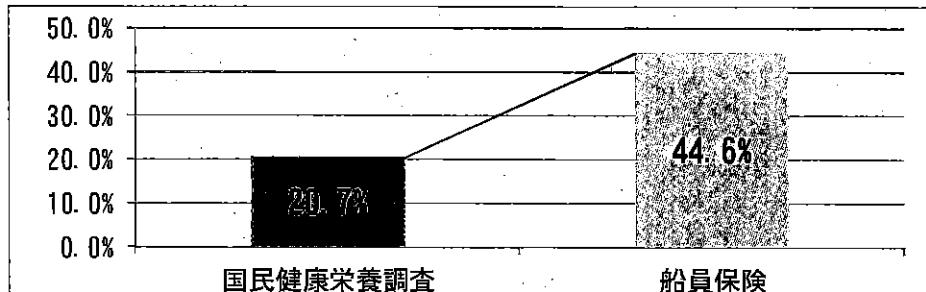
【(図表 5-1) 各医療保険者における特定健診受診者のメタボリックシンドローム該当者の割合】



《調査対象年齢》40～74歳の被保険者、被扶養者のデータを使用し算出

《データ出典》22年度～24年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況(厚生労働省ホームページ)

【(図 5-2) 国民全体と船員保険被保険者の喫煙割合の比較(平成 24 年度)】



《調査対象年齢》

国民健康栄養調査 (20 歳以上の被調査者)  
船員保険 (35 歳~74 歳の被保険者)

《データ出典》

国民健康・栄養調査 (平成 24 年度)

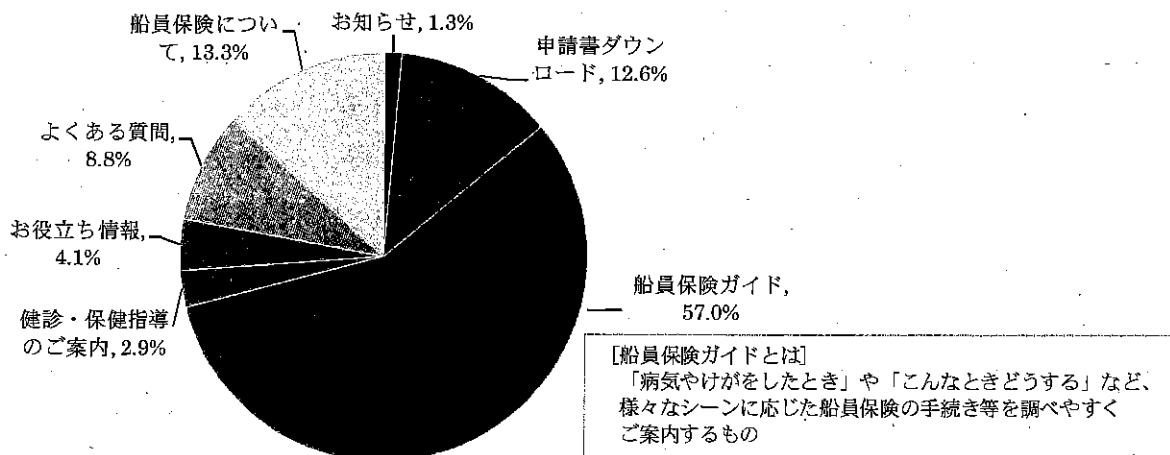
## (2) 情報提供・広報の充実

加入者や船舶所有者の皆様への情報提供・広報については、ホームページや 26 年 8 月より配信を開始したメールマガジン、さらには関係団体の機関誌等を活用し、時宜を得た情報提供ときめ細かな広報活動に努めました。

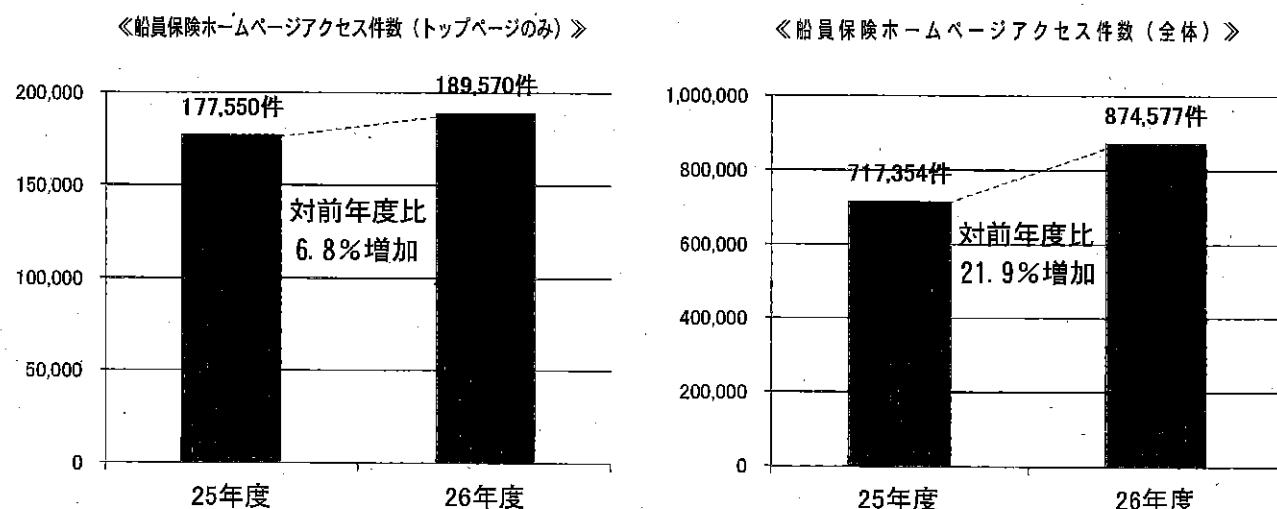
ホームページには、申請手続きや健康づくりに関する情報などを盛り込んだ「船員保険マニスリー」を毎月掲載しました。また、メールマガジンには配信時期に応じたタイムリーな情報等を毎月配信するとともに、27 年 2 月には保険料率の改定をお知らせする臨時号を配信しました。

ホームページの利用状況については、26 年度の総アクセス件数は、874,577 件（月平均で約 73,000 件）となっており、25 年度に比べて約 22% 増加しました。内訳は、船員保険制度の内容や利用法方法等をご説明した「船員保険ガイド」が最も多く、全体の 57.0% を占めています。これは、その中でも、具体的な場面ごとにおける船員保険の利用方法をご説明した「こんなときどうする」のアクセス件数が多かったことによりますが、その他にも「限度額適用認定証」や「傷病手当金」等の各種保険給付に関することや「無線医療助言事業」や「保養事業」等の福祉事業に関することなど、加入者や船舶所有者の皆様に役立つ情報の提供に努めました。

【(図表 5-3) 船員保険ホームページの利用状況 [アクセスの内訳]】



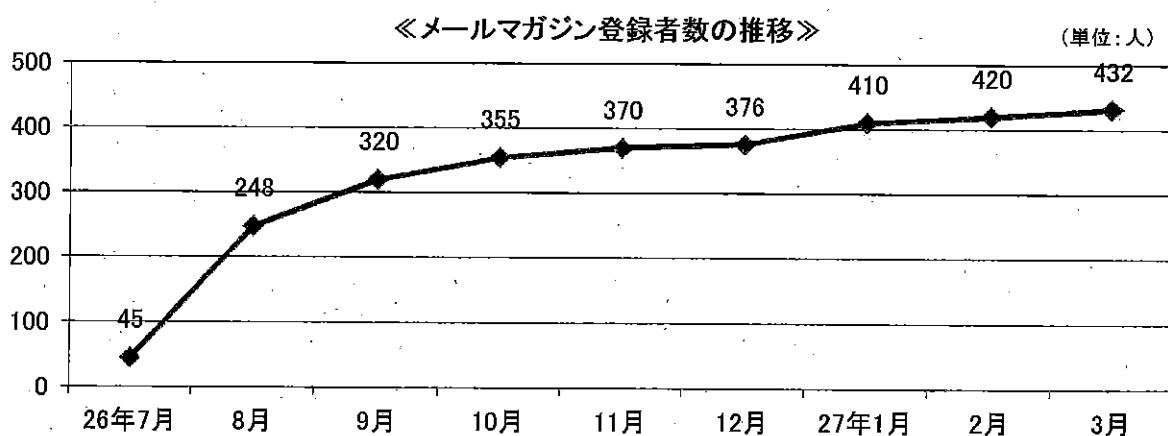
【(図表 5-4) 船員保険ホームページアクセス件数 [26年4月～27年3月]】



メールマガジンは、26年8月から配信を開始しました。毎月、第一営業日を配信日として、加入者や船舶所有者の皆様に対して、折々における船員保険の取組みや各種事務手続き、また、健康づくりに関する情報を直接お届けしました。メールマガジン会員数は、27年3月時点で432人の方に登録いただき、26年度は年間で9回(臨時号含む)の配信を行っています。

また、加入者や船舶所有者の皆様の声を直接お聞きする取組みとして、メールマガジン上において、メールマガジンの内容や今後取り上げるべきテーマなどに関するWEBアンケートを実施しましたが、その結果を以後のメールマガジンに反映させること等を通じて、メールマガジンの登録者との間で双方向のコミュニケーションを図り、加入者や船舶所有者の皆様との距離感を縮めるよう努めました。

【(図表 5-5) 船員保険メールマガジン登録者数の推移 [26年7月～27年3月]】



このほか、インターネットを利用されない加入者や船舶所有者の皆様を含め、幅広く広報を実施するため、①から⑤までの取組みを行いました。今後とも、加入者や船舶所有者の皆様の視点に立ったわかりやすい広報を心がけ、様々な広報媒体を活用しながら情報発信力を強化してまいります。

## ①「船員保険のしおり」の配付

25年度から保険証と一緒に携帯できる大きさで、船員保険の給付内容等について説明したりーフレット「船員保険のしおり」を作成し、保険証をお送りする際に同封、配付しており、26年度では約53,000名にお送りしました。

### 【船員保険のしおり（27年3月版）＜抜粋＞】

平成27年3月版

## 船員保険のしおり

病気やけがをされたときは、病院や診療所、薬局の窓口で、船員保険被保険者証を提示いただけます。一定額の自己負担額を支払ったうえで、必要な医療費が受けられます。

なお、正常な妊娠・出産や美容整形、健診診断など病気とみなされない場合は、船員保険はご利用いただけません。

区分	料金
医療教育試用前	2割
医療教育試用後 70歳未満	3割
70歳以上 (高齢受給者)	高齢受給者証をご持参ください

全国健康保険協会 船員保険部  
窓口情報  
<http://www.hkoukai-kenko.or.jp/>

### 船員保険の主な給付

病院保険費

●月ごとの医療費の支払いが高額になったとき  
自己負担額を越えた額が払い戻されます。

自己負担額超過（70歳未満の方）（平成27年1月～5月分から）

年齢	料金
健診診断料金5万円以上の方	252,500円+（かかって此後算定料金 -842,000円）×1%
健診診断料金3万円～5万円の方	167,500円+（かかって此後算定料金 -556,000円）×1%
健診診断料金5万円～50万円の方	80,100円+（かかって此後算定料金 -257,000円）×1%
標準受給者料金5万円以下の方	57,600円
被保険者が市町村 住民の受取者等	55,600円

●健康保険適用認定証券

70歳未満の方の場合、医療費が高額になると  
は、事前に「年度保険適用認定証券」の交付を受けていた  
だく、窓口の窓口で提示いただくと、窓口担当者は自  
己負担額超過までに税済することができます。便利です。

なお、70歳以上の方は、高齢受給者証を提示いた  
だければ、窓口の対応がありますので、認定証券は  
発行の申請は不要です。

### 船員保険の健康診断

船員保険では、加入者の皆様に健康な生活を送ってい  
ただくために毎年健康診査を実施しております。

年に一度のご自身の健康を見直す機会として是非ご利用ください。

船員保険が健診費用の一部を助成しているため、お得  
な費用で受診いただけます。

ご本人の健診（35～74歳の被保険者）

生活習慣病予防検査  
（一般健診、過呼吸検査、検査健診）

ご家族の健診（40～74歳の被保険者）

生活習慣病予防検査 又は 特定健診検査  
健診費用、検査項目等については、受診券と一緒に  
配付されるパンフレットによりご確認ください。

特定保険指導について

健診の結果、生活習慣の改善が必要な方は、保健部等  
からアドバイスを受けながら生活習慣を改善するための  
サポートを受けることができますので、ご利用ください。

船員保険の健診事業は、一般財團法人船員保険会  
に監修監査して実施しております。

健診に関するお問い合わせは  
船員保険情報センター（045-335-3931）まで

### 配付内訳

被保険者（被扶養者）	約42,000部
疾病任意継続被保険者（被扶養者）	約11,000部
合計	約53,000部

## ②「船員保険通信」の作成・配付

加入者及び船舶所有者の皆様に、船員保険の運営状況や決算状況等ができるだけわかりやすくお伝えし、その理解に役立てていただくため、リーフレット「船員保険通信」を作成し、26年12月に全ての被保険者及び船舶所有者の皆様にお送りしました。

なお、お送りするに当たっては、アンケートはがきを同封することにより、広報内容に対する評価や今後取り上げることが望まれるテーマ等について、加入者の皆様のご意見等の把握に努めました。

# 船員保険通信

(平成25年度の決算および事業のご案内)

全国健康保険協会船員保険部では、船員保険の加入者の皆さまに船員保険を身近に感じていただくため、毎年1回、「船員保険通信」を発行しております。

船員保険の決算の状況や関連する情報を加入者の皆さまにお届けします。

ます。

にご予約ください。  
の加入者であることを記  
せんのでご注意ください。

か?

財政の改善につなが  
を推進しています。

か?

保険料  
料金を支  
がられま  
れ。

か?

医療・被保険者に  
相談して  
みましょう!

ステージビルディング14階

### 25年度を振り返って

全国健康保険協会が船員保険事業の運営を扱うようになって、間もなく5年を迎えますが、加入者や船舶所有者の皆さまのご協力をいただいて、事業は着実に安定してきております。この機会に改めて、皆さまに心から御礼申し上げます。

25年度における船員保険事業の運営に当たっては、「わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆さんの健康と福祉の向上に全力で取り組む」ことを基本に、「サービスの向上」、「健康生活支援のための取組み」、「医療費適正化等の取組み」の3本柱に沿って事業を進めてまいりました。

「サービス向上」に当たっては、加入者や船舶所有者の皆さまに船員保険について理解を深めていただき、より身近に感じていただけるよう、25年度は広報の充実に取り組みました。また、各種現金給付の支払いや被保険者証の交付に当たっては、年間を通して、目標とする日数以内での処理を実現し、サービス・スタンダードを100%達成することができました。

「健康生活支援のための取組み」については、健診の実施機関の拡充や受診いただける健診の内容の充実等を図り、加入者の皆さまに、健診受診者の利用促進を働きかけました。また、生活習慣病が心配される方等に、個人ごとの健診結果に応じた、いわゆるオーダーメイドの「健診情報提供冊子」をお送りしたり、船員保険者の会合等の機会に健康づくりについ

てお話をさせていただく「出前健康講座」を実施する等の取組みを通じて、加入者の皆さまの健康増進を図りました。

「医療費適正化等の取組み」については、前年度に引き続き、被扶養者賃貸の再確認を行い、約1,600万円の支出削減効果をあげるとともに、医道監視技術導入費用の適正化等に取り組みました。また、医療費の節減につながるジェネリック医薬品の使用を促進するため、ジェネリック医薬品を使用された場合の負担額減額をお知らせする取組みを実施し、年間で約3,200万円の支出削減効果をあげることもできました。

26年度においても、引き続き、船員労働の特性を踏まえつつ、加入者や船舶所有者の皆さまの視点に立って事業運営を行ってまいります。具体的には、加入者の皆さまへの情報提供のさらなる充実やお客様満足度調査の結果等を踏まえたサービスの向上に努めてまいります。

また、保険者としての役割を総合的に発揮できるよう、医療データや健診データの分析等に基づき、加入者の皆さまの健康の保持・増進策を考える、いわゆる「アーカーヘルス計画」の策定等にも取り組み、健康新規の支援を強化するとともに、無駄医療事業や保険看護などの福祉事業についても、必要な見直し等を行なながら、充実を図ってまいりますので、今後とも、ご理解、ご支援の程、よろしくお願いいたします。



全国健康保険協会 船員保険部

船 員 保 険

<http://www.kyokaikeinenpo.or.jp/>

03-3362-5050 (IP電話・PHSご利用の方)

### 配付内訳

被保険者 約 59,000 部  
船舶所有者 約 5,000 部  
合 計 約 64,000 部

### ③「船員保険のご案内」の作成・配布

新たに船員保険制度に加入された方等への情報提供を進めるため、船員保険制度の概要や利用手続き等について説明したリーフレット「船員保険のご案内」を作成し、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所などの窓口に備え置きいただき、制度の周知・広報に努めました。

## 船員保険のご案内

海運と水産を支える  
船員とご家族皆さまの  
健康と福祉を支援します

ませんか？

るかもしれません。

額の比較例 >

保険料	被保険者
6,570円	船員
560円	配偶者
2,290円	子供
4,380円	被扶養者
570円	孫
2,190円	孫の配偶者

りょうてんほけんリーフレット  
お読みになってください。

ことにより、防災用や安全

■ 船員保険について

船員保険は、船員とそのご家族の皆さまに公的な医療保険サービス等を提供する制度です。加入者が医療機関等を受診されたときの医療費を負担するとともに、病院やがで仕事を休まれたときの賃料手当金などの支給や、傷病診断の実績等による生涯を通じた健康づくりの支援等を行っています。

全国健康保険協会船員保険部では、今後とも加入者の皆さまの健康と福祉を支援していくため、事業第一層安定的かつ効率的な運営を図ってまいります。

■ 高額療養費制度の見直しについて(平成27年1月～)

高額療養費とは、1ヶ月間に医療施設等の窓口で支払った医療費(自己負担額)が、一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合、その超えた金額が年齢により支給される制度です。

平成27年1月から、高額療養費制度の所得区分が、よりさら離やかな対応が可能となるよう、これまでの3区分から5区分に細分化されました。

■ 船員保険メールマガジン「うみがめ～る」の配信を開始しました(平成26年8月～)

全国健康保険協会船員保険部では、船舶所有者や加入者の皆さまに、船員保険制度などに関する「タイムリーなお知らせ」「船員保険のQ&A」「健康に役立つ情報」などを掲載したメールマガジンの配信を平成26年8月より開始しました。

県別(過度料は除く)をご利用いただけますので、船員保険の分かりやすい情報や職場における健康づくりのきっかけとなる情報が満載の船員保険メールマガジン「うみがめ～る」をぜひご利用ください。

船員保険 メルマガ [Q&A](#)

全国健康保険協会  
船員保険

東保険協会  
東保険  
300-800  
電話・FAXご利用の方  
◎ 社員・社外・船員登録

#### 配布内訳

労働基準監督署	約 5,500 部
年 金 事 務 所	約 2,900 部
協 会 支 部	約 2,100 部
合 计	約 10,500 部

#### ④送付物への広報チラシの同封

船員保険部では、年間を通じて、加入者や船舶所有者の皆様に様々なご案内や通知等をお送りしていますが、その際には、船員保険を利用いただく上で知っておいていただきたい各種情報を広報チラシにまとめ、同封しております。

26年度は、加入者の方には、ジェネリック医薬品軽減額通知や医療費通知、あるいは一人ひとりの健診結果に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」等をお送りした際に、また、船舶所有者の方には、保険料の納入告知書等をお送りした際に、保険料率に関する情報提供や、健診事業や保養事業のご案内、無線医療助言事業の要請先メールアドレス変更に関する情報提供、前期高齢者の一部負担金の段階的見直しや高額療養費の所得区分の細分化等の制度改正に関する情報提供、下船後の療養補償や柔道整復師の正しいかかり方のご案内等について、関連の広報チラシを同封し、その広報、周知に努めました。

#### ⑤関係団体のご協力等による広報

関係団体に多大なご協力をいただき、各団体の機関誌等において、時宜を得た、かつ、きめ細やかな情報提供、広報を実施しました。機関誌等への掲載件数は、25年度の43件から26年度は62件へと大幅に増加しました。

### (3) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品については、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資することから、国により使用促進のための総合的な取組みが推進されています。船員保険においても、加入者の皆様の窓口負担の軽減につながり、また、医療費を少しでも減少させる取組みとして、24年度より船員保険加入者の皆様に対し、ジェネリック医薬品の使用促進を呼びかけました。具体的には、加入者の皆様に

- ・「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りし、ジェネリック医薬品に切替えることでどれくらい窓口負担が軽減されるかをお知らせする
- ・「ジェネリック医薬品希望シール」をお送りし、保険証等に貼ることで加入者の皆様が医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望する意思を伝えていただきやすくなるという取組みを通じて、ジェネリック医薬品の使用を促進しました。また、ホームページや関係団体の機関誌等を通じ、ジェネリック医薬品に関する広報を実施しました。

#### ①ジェネリック医薬品軽減額通知

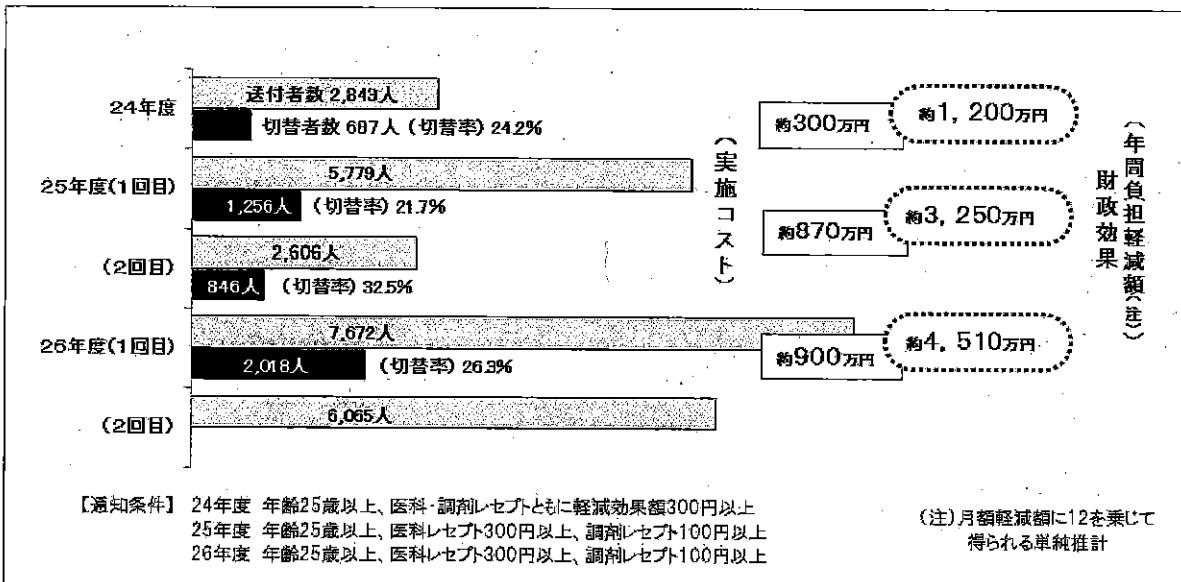
ジェネリック医薬品に切り替えた場合における自己負担の軽減額をお知らせする取組みは、24年度から実施しています。この取組みについては、より効果的に実施する方法を検討するとともに、費用対効果を勘案しつつ、毎年対象者の基準や通知対象レセプトを拡大するなどの実施方法の見直しを図り効果額の増加に努めています。

26年度は、25歳以上の加入者の方を対象として、1回目のお知らせ(26年9月)を7,672人に、2回目のお知らせ(27年2月)を6,065人にそれぞれお送りしました。また、1回目のお知らせをお送りした際にアンケートはがきを同封し、ジェネリック医薬品に関する認知度等を調査しました。

医療費の軽減効果としては、切替えの効果を確認した26年10月時点では、1回目通知を送付した方のうち、26.3%（10月時点で受診された方に限ると38.7%）に当たる約2,000人がジェネリック医薬品に切り替えていただいたことから、1ヶ月当たり約376万円（自己負担分で約113万円、保険給付分で約263万円）の効果があったことが見込まれ、単純に推計すると年間約4,510万円の財政効果が得られたことになります。

なお、26年度の2回目の実施結果については現在集計中ですが、26年度の1人当たりの軽減効果額が25年度より高いこともあり、1回目実施の時点ですでに25年度の年間軽減効果額を上回っています。

【(図表5-6) ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施概要】



## ②使用促進ツールの作成・配布

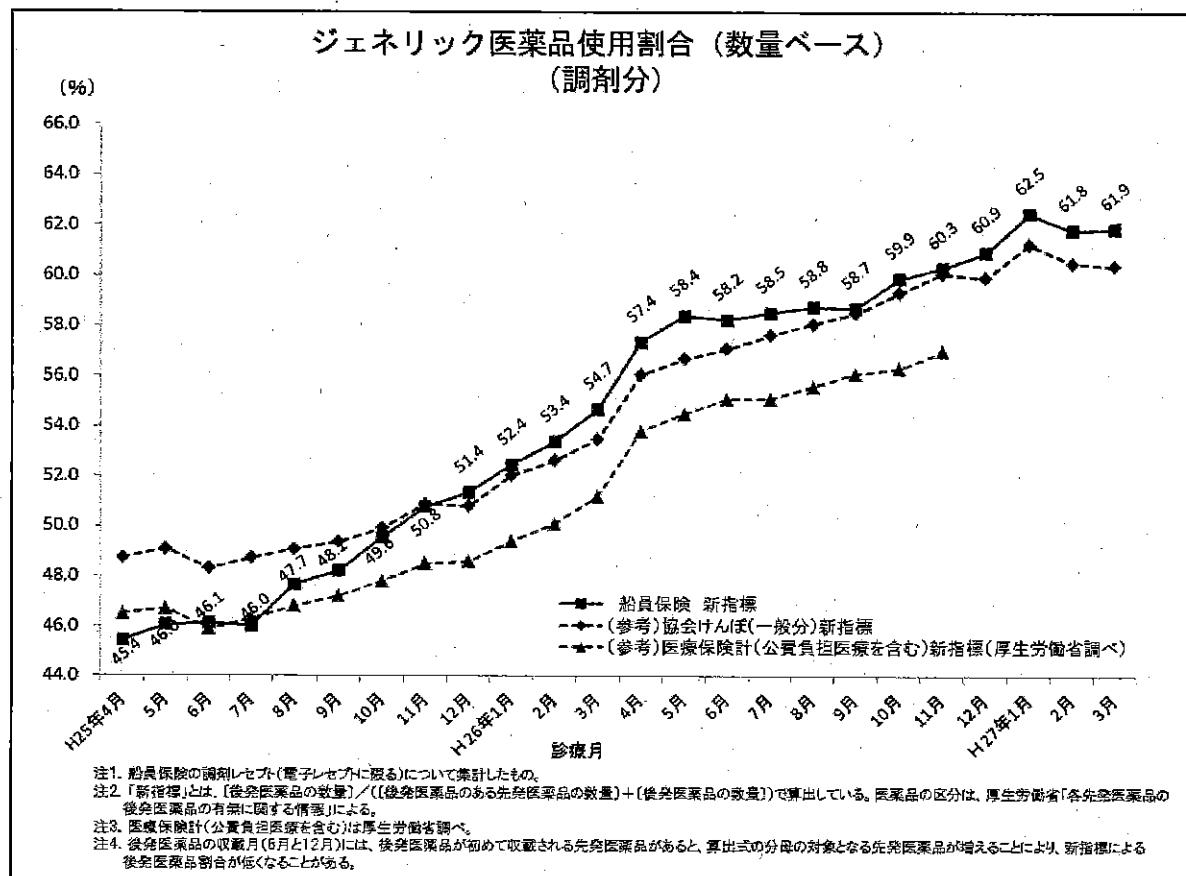
ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼りつけて使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約75,000枚配布するなどの取組みを進めました。

## ③ジェネリック医薬品の使用割合

船員保険におけるジェネリック医薬品の使用割合（新指標・数量ベース）については、前述した各般の施策を進めた結果、取組みを始めた25年度当初の約45%から、この2年間において大幅に増加しており、27年3月時点では、61.9%に達しています。

この間、船員保険における使用割合は、基本的に、医療保険全体の平均を上回る水準で推移しており、国が、29年度末における達成目標として定めた目標値、60%を既に達成したことから、今後は、さらなる上積みを目指した取組みが必要になります。（図表5-7参照）

【(図表 5-7) ジェネリック医薬品の使用割合】



#### (4) 保険給付の適正な支払い

##### ①レセプト点検の効果的な推進

レセプト点検については、健康保険事業においてレセプト点検に従事している人材を活用することにより、事務処理の効率化、円滑な実施を図るために、東京支部において業務を行っています。

26年度においては、レセプト点検の実施に当たって、疑義のあるレセプトを自動的に抽出するシステム（自動点検システム）の開発を進め、10月から、これを稼働させることにより審査体制の充実を図るとともに、レセプト点検の効果的な推進に努めました。

また、25年度に引き続き、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打合せにおいて査定事例に関する情報の共有化を行いました。

しかしながら、支払基金の1次審査の強化が進み、保険者による点検の効果が出にくくなっていること、また、レセプトの自動点検システムについては、稼働が年度後半からとなつたことから、その点検効果が年度内に反映できなかつたことなどにより、内容点検における加入者1人当たりの診療内容等査定効果額は、25年度と比べ5.8%減少しました。

【(図表 5-8) レセプト点検効果額】

被保険者 1 人当たり効果額		
資格点検	5,172 円	(4,246 円)
内容点検	1,263 円	(1,994 円)
外傷点検	791 円	(760 円)

注) ( ) 内は、25 年度の数値です。

【(図表 5-9) 加入者 1 人当たり診療内容等査定効果額】

加入者 1 人当たり効果額		
内容点検	113 円	(120 円)

注) ( ) 内は、25 年度の数値です。

※ 「診療内容等査定効果額」とは、保険者のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求がなされたレセプトのうち、支払基金で査定され保険者の支払金額が確定するものを集計したものであり、財政的な効果が確認できるものです。

これに対し、「内容点検効果額」は、支払基金から医療機関へ返戻され、再度請求されるものも含まれ、財政的な効果としては全て計上できるものではありません。26 年度から目標指標として、「加入者 1 人当たり診療内容等査定効果額」を採用しています。

## ②医療費通知の実施

船員保険では加入者の皆様に健康に対する意識を高めていただき、医療保険事業の健全な運営に結びつけることを目的として「医療費のお知らせ」を作成してお送りしています。

26 年度は、25 年 10 月から 26 年 9 月までの診療報酬明細書（レセプト）を基に 45,579 件の医療費通知を作成し、船舶所有者様を通じて加入者の皆様へお送りしました。

## ③柔道整復施術療養費の適正化

柔道整復施術療養費に関しても、多部位・頻回受診等の申請については、対象の加入者の皆様に文書による照会を実施するとともに、加入者の皆様には「医療費のお知らせ」の送付時に、柔道整復師のかかり方を説明したリーフレットを配付しました。

## ④下船後の療養補償に関する周知

船員保険給付を適正に行うため、下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適正な受診がなされるよう、加入者の皆様には医療費通知をお送りする際に、また、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、適正な受診に関するリーフレットを配付する等の広報を行いました。

## ⑤被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の喪失届出が正しく提出されない場合、本来、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあり、また、加入者の人数によって算出される高齢者医療制度への拠出金等の負担額も増えるなど、被保険者等の皆様の保険料負担に影響します。

このため、26 年度においても、昨年度と同様に保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするため、「被扶養者資格の再確認」を船舶所有者の皆様の協力を得て実施しました。

確認に当たっては、25年度に引き続き、被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に加入した場合の資格喪失の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認しました。

その結果、222人の被扶養者資格喪失の届出漏れが確認され、これを適正に処理したことにより、高齢者医療制度への拠出金は約1,600万円削減されることが見込まれました。

#### ⑥無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後においても保険証を返却されていない方のうち、日本年金機構から1次催告が行われた後も返却されない方に対しては、再度返却をお願いする文書をお送りするなどの取組みを行い、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。

また、26年12月に日本年金機構から船舶所有者の皆様あてにお送りする保険料納入告知書に、保険証の早期回収についてのチラシを同封する等広報にも努めました。

発生した債権については、文書等による催告を行い早期回収に努めたほか、支払督促等の実施などにより回収の強化に努めました。

## [柔道整復施術療養費に関するリーフレット]

# 柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受ける場合、船員保険を使って治療を受けられる場合と受けられない場合があります。

船員保険を使うことができない場合は、施術にかかる費用が全額自己負担(自費扱い)となります。

柔道整復師へのかかり方を正しくご理解いただき、適正な受診、保険証の使用にご協力をお願いいたします。



## ○ 船員保険が使えます

### 1. 急性または亜急性の外傷性の捻挫、打撲、捻挫(肉ばなれ)

※例えば、階段から足を踏み外し、足が床について、グキッとなり捻挫した場合がこれにあたります。負傷原因が明確な場合のみ船員保険適用になります。

### 2. 骨折、脱臼

(応急手当の場合、医師の同意は不要。但し、応急手当後の施術には医師の同意が必要です。)

\*保険適用になるのは、上記のような場合のみです。

「保険がきく」という説明を受けていても、上記に当てはまらないと判明した場合は保険適用とはなりません。

なお、負傷の原因が交通事故の場合は、必ず船員保険部へご連絡ください。

また、勤務中や通勤途上の負傷は労災保険の適用になり、船員保険は使用できません。

## × 船員保険は使えません

### 1. 日常生活による疲れ、肩こり、腰痛、体調不良など

### 2. スポーツによる筋肉疲労、明確な負傷原因のない筋肉痛

### 3. 神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等の疾患からくる痛みやこり

### 4. 打撲、捻挫が治癒したあとの遷延とした施術、マッサージ代わりの利用や治癒の見込みのない長期間かつ遷延とした施術

### 5. 外科・整形外科で治療中であって、同時期に同部位の施術を柔道整復師より受けている場合

\*上記のような場合は船員保険の適用にはなりません。全額自己負担(自費扱い)になります。

一日保険適用として受診した場合でも、上記に当てはまると判明した場合、船員保険で負担した治療費についてお返しいただこととなります。

## ◆船員保険を使用して柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合は、以下の点にご注意ください。

### 1. 船員保険証を必ず提示しましょう。

### 2. 負傷原因を正確に柔道整復師へお伝えください。

「いつ」「どこで」「どのように」負傷したのかを柔道整復師に具体的にお伝えください。

### 3. 施術内容を確認の上、療養費支給申請書には必ず自分で署名(または捺印)をしてください。

これは被保険者(治療を受けた方)が本来、請求するべき保険給付を柔道整復師に委任し、柔道整復師が被保険者(治療を受けた方)に代わって保険給付金を受け取るために必要な署名です。申請内容をよく確認して、ご自分で署名(または捺印)をしてください。

### 4. 必ず領収証をお受け取りください(平成22年9月施行分より領収証の無償交付が義務付けられています)。

診療の内容や金額を確認するためにも、領収証をお受け取りください。領収証は医療費控除の対象となりますので、大切に保管してください。

### 5. 治療が継続する場合は一度、医師の診察を受けてください。

慢性化および症状が固定化した負傷については船員保険が使えません。また、長期治療を受けても快方に向かわない場合は内科的要因(ケガではなく病気による症状の可能性)も考えられます。一度、医師の診察を受けてください。

## ◆治療・施術内容について「船員保険部」よりお尋ねすることができます。

船員保険部より、負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。柔道整復師にかかったときは、受診の記録(負傷部位・治療日・治療内容など)・領収書の保管をしていただき、ご自身でご回答いただきますようご理解とご協力ををお願いいたします。



全国健康保険協会 船員保険部

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

## 26年度の柔道整復施術療養費に関する広報実績

10月 関係団体の機関誌に記事を掲載

2月 関係団体の機関誌に記事を掲載

3月 医療費通知において加入者にリーフレットを配付(約46,000枚)

## [下船後の療養補償に関するリーフレット]

船舶所有者の皆さまへ

全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

### 療養補償証明書の適正な取扱いをお願いします

#### ■ 下船後三月の療養補償とは？

船員保険では、原則として乗船中に発生した職務外の病気やけがについて、下船日（療養を受けることができる状態になった日）から3ヶ月目の日の属する月の末日までの間は、医療機関に「船員保険療養補償証明書」を提出することにより、自己負担なしで療養を受けることができます（下船後三月の療養補償）。

療養補償証明書のご使用にあたり、以下の点にご注意のうえ、適正な取扱いをお願いいたします。

#### ■ 療養補償の対象となる病気やけがは？

療養補償の対象となる病気やけがは、原則として乗船中に発生したものに限られます。ただし、乗船前や下船から再乗船までの間（雇入契約存続中に限る）であっても船員としての職務遂行性（雇用契約に基づき船舶所有者の指揮命令下にあること）が認められるものは「乗船中」と同じ取扱いになります。

ご注意ください！

下記のような場合は療養補償の対象にはなりませんので、ご注意ください。

- ・乗船前から医療機関で治療を受けている病気やけが
- ・乗船中に発病した病気やけがで、すでに療養補償証明書を使用して受診し、一度「下船後三月満了年月日」を過ぎているもの
- ・自宅で発生した病気やけが（自宅待機中の場合も含みます）
- ・乗船前に受けた健康診断でわかった病気の療養を下船後に受ける場合



下船後三月の療養補償の取り扱い上「下船」又は「乗船」とは、実際に船舶から陸上に上ること（停泊中の上陸を含みます）又は陸上から船舶に乗り組むことをいい、「雇入れ」又は「雇止め」を意味するものではありません。

雇入契約存続中に発生したものであっても「乗船中」でないものは原則として対象外です。

#### ○ 歯（虫歯・歯周病等）の治療

虫歯や歯周病等は、乗船前から罹患していたものが、たまたま乗船中に顕在化したものと考えられるため、原則として対象外です。

なお、長期間（1年以上）操業・航海している船（遠洋マグロ漁船等）に継続して乗船し、その間に発症したものに限り、下船後3月の療養補償の対象となります。該当する場合は、療養補償証明書の下船年月日の上に直前の乗船年月日を記入してください。



全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

#### 26年度の下船後の療養補償に関する広報実績

- 5月 「被扶養者資格の再確認」において船舶所有者にリーフレットを配付（約4,000枚）
- 6月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 9月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 11月 「船員保険通信」及び関係団体の機関誌に記事を掲載
- 2月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 3月 医療費通知に広報を掲載（約46,000通）

## 2. 保険給付等の円滑な実施

### (1) サービススタンダードの達成

船員保険給付の申請をいただくに当たっては、受付から振込までの標準的な処理期間について、サービススタンダードを 10 営業日以内と定め、引き続き、サービスの向上を目指しました。

サービススタンダードの達成率（10 営業日以内に振込むことができた割合）は、年度を通して 100% を達成、維持することができました。また、平均所要日数は 5.90 日でした。

保険証の発行に要する日数についても、26 年度の平均は 2.00 日（疾病任意継続被保険者分は 1.99 日）であり、目標指標である 3 営業日以内を達成しています。

### (2) 現金給付等の支給状況

#### ①職務外の事由による給付

26 年度における職務外の事由による現金給付<sup>(注1)</sup>の支給額は、図表 5-10 のとおりであり、高額療養費（償還払い）1 億 4,579 万円（同 2,833 件）、柔道整復施術療養費 1 億 5,359 万円（同 36,486 件）、その他の療養費 3,394 万円（同 2,075 件）、傷病手当金 17 億 1,106 万円（支給件数 6,140 件）、出産手当金 1,262 万円（同 21 件）、出産育児一時金 4 億 8,018 万円（同 1,140 件）となっています。

#### ②職務上の事由による上乗せ給付・独自給付

職務上上乗せ給付・独自給付<sup>(注2)</sup>の支給額は、図表 5-11 のとおりであり、休業手当金 1 億 5,993 万円（同 1,060 件）、行方不明手当金 576 万円（同 6 件）、障害年金・遺族年金 1,571 万円（26 年度末の受給権者数 12 人）、障害手当金・遺族一時金 7,329 万円（支給件数 150 件）となっています。

#### ③経過的な職務上の事由による給付

経過的な職務上の事由による給付<sup>(注3)</sup>の支給額は、図表 5-12 のとおりであり、傷病手当金 1 億 6,580 万円（同 347 件）、障害年金・遺族年金 40 億 5,951 万円（26 年度末の受給権者数 2,238 人）、障害手当金・遺族一時金 7,907 万円（支給件数 9 件）となっています。

注 1) 「職務外の事由による現金給付」とは、職務外の事由による傷病を支給事由とする高額療養費（償還払い分）や療養費（下船後の療養補償に関するものは除く。）、傷病手当金等です。

注 2) 「職務上の事由による上乗せ給付」とは、19 年の法改正により、22 年 1 月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付（労災保険相当分）が労災保険に統合されたことに伴い、法改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、休業手当金や障害年金等が該当します。また、「独自給付」とは、労災保険にはない船員保険独自の給付であり、行方不明手当金等が該当します。

注 3) 「経過的な職務上の事由による給付」とは、21 年 12 月以前における職務上の事由または通勤による傷病を支給事由とする傷病手当金や障害年金等であり、19 年の法改正前の船員保険に基づく給付であるため、経過的に協会から支給するものです。

【(図表 5-10) 現金給付の推移】

(単位: 件、千円、1件当たり金額: 円)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
職務外の事由による給付	高額療養費	件 数	11,857 (▲0.8%)	12,052 (1.6%)	11,726 (▲2.7%)	12,099 (3.2%)	13,770 (13.8%)	13,517 (▲1.8%)
		金額	1,212,346 (▲1.3%)	1,249,267 (3.0%)	1,263,589 (1.1%)	1,304,672 (3.3%)	1,390,411 (6.6%)	1,389,036 (▲0.1%)
		1件当たり金額	102,247 (▲0.5%)	103,656 (1.4%)	107,760 (4.0%)	107,833 (0.1%)	100,974 (▲6.4%)	102,762 (1.8%)
	現物給付分	件 数	9,648 (7.6%)	9,380 (▲2.8%)	9,349 (▲0.3%)	10,280 (10.0%)	10,564 (2.8%)	10,684 (1.1%)
		金額	1,052,274 (6.0%)	1,038,565 (▲1.3%)	1,076,869 (3.7%)	1,182,406 (9.8%)	1,223,837 (3.5%)	1,243,250 (1.6%)
		1件当たり金額	109,067 (▲1.5%)	110,721 (1.5%)	115,185 (4.0%)	115,020 (▲0.1%)	115,850 (0.7%)	116,366 (0.4%)
	現金給付分 (償還払い)	件 数	2,209 (▲26.1%)	2,672 (21.0%)	2,377 (▲11.0%)	1,819 (▲23.5%)	3,206 (76.3%)	2,833 (▲11.6%)
		金額	160,072 (▲32.1%)	210,702 (31.6%)	186,720 (▲11.4%)	122,266 (▲34.5%)	166,573 (36.2%)	145,787 (▲12.5%)
		1件当たり金額	72,464 (▲8.1%)	78,855 (8.8%)	78,553 (▲0.4%)	67,216 (▲14.4%)	51,957 (▲22.7%)	51,460 (▲1.0%)
職務外の事由による給付	療養費	件 数	—	35,613 (—)	45,570 (28.0%)	40,858 (▲10.3%)	39,614 (▲3.0%)	38,561 (▲2.7%)
		金額	—	200,997 (—)	245,163 (22.0%)	206,649 (▲15.7%)	192,549 (▲6.8%)	187,525 (▲2.6%)
		1件当たり金額	—	5,644 (—)	5,380 (▲4.7%)	5,058 (▲6.0%)	4,861 (▲3.9%)	4,863 (0.0%)
	柔道整復施術療養費	件 数	—	32,953 (—)	42,730 (29.7%)	38,492 (▲9.9%)	37,348 (▲3.0%)	36,486 (▲2.3%)
		金額	—	153,311 (—)	198,850 (29.7%)	168,425 (▲15.3%)	155,733 (▲7.5%)	153,589 (▲1.4%)
		1件当たり金額	—	4,652 (—)	4,654 (0.0%)	4,376 (▲6.0%)	4,170 (▲4.7%)	4,210 (1.0%)
	その他の療養費	件 数	—	2,660 (—)	2,840 (6.8%)	2,366 (▲16.7%)	2,266 (▲4.2%)	2,075 (▲8.4%)
		金額	—	47,686 (—)	46,313 (▲2.9%)	38,224 (▲17.5%)	36,816 (▲3.7%)	33,936 (▲7.8%)
		1件当たり金額	—	17,927 (—)	16,307 (▲9.0%)	16,155 (▲0.9%)	16,247 (0.6%)	16,355 (0.7%)
職務外の事由による給付	傷病手当金	件 数	7,173 (▲8.0%)	6,735 (▲6.1%)	6,308 (▲6.3%)	5,766 (▲8.6%)	5,864 (1.7%)	6,140 (4.7%)
		金額	1,815,664 (▲7.9%)	1,883,816 (3.8%)	1,713,409 (▲9.0%)	1,578,803 (▲7.9%)	1,678,077 (6.3%)	1,711,061 (2.0%)
		1件当たり金額	253,125 (0.1%)	279,705 (10.5%)	271,625 (▲2.9%)	273,812 (0.8%)	286,166 (4.5%)	278,674 (▲2.6%)
	出産手当金	件 数	4 (▲33.3%)	17 (325.0%)	17 (0.0%)	28 (64.7%)	24 (▲14.3%)	21 (▲12.5%)
		金額	3,909 (▲25.8%)	10,057 (157.3%)	8,095 (▲19.5%)	10,022 (23.8%)	12,122 (20.9%)	12,620 (4.1%)
	出産育児一時金	件 数	976 (▲11.8%)	1,154 (18.2%)	1,163 (0.8%)	1,153 (▲0.9%)	1,145 (▲0.7%)	1,140 (▲0.4%)
		金額	371,653 (▲5.3%)	483,630 (30.1%)	488,010 (0.9%)	483,630 (▲0.9%)	477,420 (▲1.3%)	480,176 (0.6%)

注1) ( ) 内は前年度増減率です(図表 5-11 及び図表 5-12 についても同様)。

注2) 21年度の件数及び金額は、社会保険庁において支給したものと協会で支給したものとの合計です。

【(図表 5-11) 現金給付等の推移】

(単位:件、千円、1件当たり金額:円、受給権者:人)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
職務上の事由による上乗せ給付・独自給付	休業手当金	件 数	—	693 (—) (38.8%)	962 (—) (11.3%)	1,071 (—) (▲10.9%)	954 (—) (11.1%)
		金額	—	92,002 (—) (50.0%)	138,035 (—) (9.7%)	151,471 (—) (▲14.9%)	128,935 (—) (24.0%)
		1件当たり金額	—	132,759 (—) (8.1%)	143,488 (—) (▲1.4%)	141,429 (—) (▲4.4%)	135,152 (—) (11.6%)
行方不明手当金	件 数	6 (—)	19 (216.7%)	18 (▲5.3%)	10 (▲44.4%)	28 (180.0%)	6 (▲78.6%)
	金額	3,422 (—)	8,019 (134.3%)	12,008 (49.8%)	5,290 (▲55.9%)	18,983 (258.8%)	5,762 (▲69.6%)
障害年金	受給権者	—	—	1 (—)	1 (0.0%)	3 (200.0%)	3 (0.0%)
	金額	—	—	1,449 (—)	3,469 (139.4%)	10,991 (216.8%)	7,331 (▲33.3%)
遺族年金	受給権者	—	—	3 (—)	6 (100.0%)	7 (16.7%)	9 (28.6%)
	金額	—	—	629 (—)	3,553 (465.3%)	3,530 (▲0.7%)	8,374 (137.2%)
障害手当金	件 数	—	4 (—)	11 (175.0%)	26 (136.4%)	100 (284.6%)	144 (44.0%)
	金額	—	638 (—)	4,842 (659.0%)	22,433 (363.3%)	38,766 (72.8%)	65,330 (68.5%)
遺族一時金	件 数	—	1 (—)	6 (500.0%)	2 (▲66.7%)	7 (250.0%)	6 (▲14.3%)
	金額	—	1,026 (—)	3,132 (205.3%)	1,890 (▲39.7%)	4,639 (145.4%)	7,965 (71.7%)

【(図表 5-12) 現金給付等の推移】

(単位:件、千円、1件当たり金額:円、受給権者:人)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
経過的な職務上の事由による給付	傷病手当金	件 数	4,799 (▲6.5%)	2,209 (▲54.0%)	1,025 (▲53.6%)	643 (▲37.3%)	495 (▲23.0%)
		金額	1,825,932 (3.6%)	888,696 (▲51.3%)	403,174 (▲54.6%)	244,589 (▲39.3%)	222,493 (▲9.0%)
		1件当たり金額	380,482 (10.8%)	402,307 (5.7%)	393,340 (▲2.2%)	380,387 (▲3.3%)	449,481 (18.2%)
障害年金	受給権者	527 (0.0%)	533 (1.1%)	532 (▲0.2%)	527 (▲0.9%)	512 (▲2.8%)	502 (▲2.0%)
	金額	956,202 (—)	980,901 (2.6%)	947,878 (▲3.4%)	949,808 (0.2%)	935,286 (▲1.5%)	903,808 (▲3.4%)
遺族年金	受給権者	1,762 (2.5%)	1,778 (0.9%)	1,773 (▲0.3%)	1,749 (▲1.4%)	1,749 (0.0%)	1,736 (▲0.7%)
	金額	3,227,706 (—)	3,275,894 (1.5%)	3,212,915 (▲1.9%)	3,194,823 (▲0.6%)	3,208,598 (0.4%)	3,155,704 (▲1.6%)
障害手当金	件 数	59 (▲9.2%)	64 (8.5%)	17 (▲73.4%)	11 (▲35.3%)	6 (▲45.5%)	6 (0.0%)
	金額	194,990 (9.2%)	199,964 (2.6%)	76,671 (▲61.7%)	54,840 (▲28.5%)	29,382 (▲46.4%)	29,234 (▲0.5%)
遺族一時金	件 数	16 (77.8%)	3 (▲81.3%)	— (▲100.0%)	3 (—)	3 (0.0%)	3 (0.0%)
	金額	124,164 (25.4%)	22,182 (▲82.1%)	— (▲100.0%)	23,443 (—)	43,867 (87.1%)	49,835 (13.6%)

### (3) 高額療養費制度の周知

高額療養費制度については、27年1月から、所得区分を負担能力に応じてよりきめ細かなものとする改正が実施されたことから、その周知、広報を図るため、制度改正に関するリーフレットを作成し、「船員保険通信」に同封することにより、すべての被保険者及び船舶所有者の皆様にお送りしました。

リーフレットにおいては、制度改正の詳細とともに、高額療養費制度全般に関するご説明や医療費等の負担が高額となるとき、その利用により窓口での負担を減らすことができる限度額適用認定証の利用方法等についても併せて情報提供しました。

また、高額療養費未申請の方には、請求月等の内容を記載した高額療養費支給申請書をお送りする方式（ターンアラウンド方式）により支給申請の勧奨を行いました。勧奨に当たっては、26年度においては、1年を通じて受診時からおおむね1年を目途に実施し、サービスの向上に努めました。

#### (4) 職務上上乗せ給付等の申請勧奨

19年の法改正により、22年1月以降においては、職務上の事由による給付が労災保険に統合されたことに伴い、船員保険に休業手当金、障害年金及び遺族年金等の職務上上乗せ給付が設けられ、さらに、24年4月には、「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」<sup>(注1)</sup>が、24年12月には「経過的特別支給金」<sup>(注2)</sup>が、それぞれ福祉事業における取組みとして設けられ、22年1月に遡って適用されることとなりました。

これらの給付を円滑に実施していく上では、厚生労働省より船員に係る労災給付データの提供を受け、未申請者に対し申請勧奨を行うことが必要であり、26年度においては、新たに休業手当金の申請勧奨を開始し、また、休業手当金以外の職務上上乗せ給付（年金給付）及び特別支給金については、25年度に引き続き申請勧奨に努め、その円滑な支給を図りました。

26年度においては、職務上上乗せ給付について、947件の申請勧奨を行いました。また、休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金について、378件の申請勧奨を行い、経過的特別支給金について、78件の申請勧奨を行いました。

【(図表5-13) 特別支給金の支給実績(25~26年度)】(単位:件、千円)

特別支給金名称		25年度	26年度
休業特別支給金	件数	487	470
	金額	79,388	72,700
障害特別支給金	件数	54	96
	金額	40,928	36,275
遺族特別支給金	件数	51	134
	金額	20,424	35,573
経過的特別支給金(障害)	件数	41	58
	金額	27,220	17,505
経過的特別支給金(遺族)	件数	22	14
	金額	35,034	35,633

注1) 「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

注2) 「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間において特別給与(賞与等)が支給されていないなど、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

## (5) お客様満足度調査の実施

加入者の皆様の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書をお送りする際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。(26年8月～27年2月実施、送付数5,176名、回収数739名)

結果については、「職員の応接態度」では92.4%、「手続き方法」では85.9%のお客様から、「満足+やや満足」との回答をいただくなど、高い評価をいただき、すべての項目において25年度の結果を上回ることができました。

なお、アンケートの実施に当たっては、アンケートはがきをお送りする際に回答協力依頼文書を同封することやホームページに同様の協力依頼を掲載し、回収率の向上に努めました。

【(図表5-14) 26年度お客様満足度調査結果(全体)】

指標	23年度	24年度	25年度	26年度
事務処理に要した期間に対する満足度	38.9%	43.8%	75.1%	79.0%
手続き方法に対する満足度	33.0%	39.8%	85.7%	85.9%
職員の応接態度に対する満足度	59.5%	54.8%	91.9%	92.4%
サービス全体としての満足度	38.6%	47.5%	81.3%	83.5%

注) 満足度とは、お客様満足度調査(アンケート)における回答全体のうち、「満足」又は「やや満足」と回答した方の割合です。(回答の選択肢は、24年度までは「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」の5肢であり、25年度以降は「普通」を除いた4肢となっています。)

【(図表5-15) 26年度お客様満足度調査 任継・給付(再掲)】

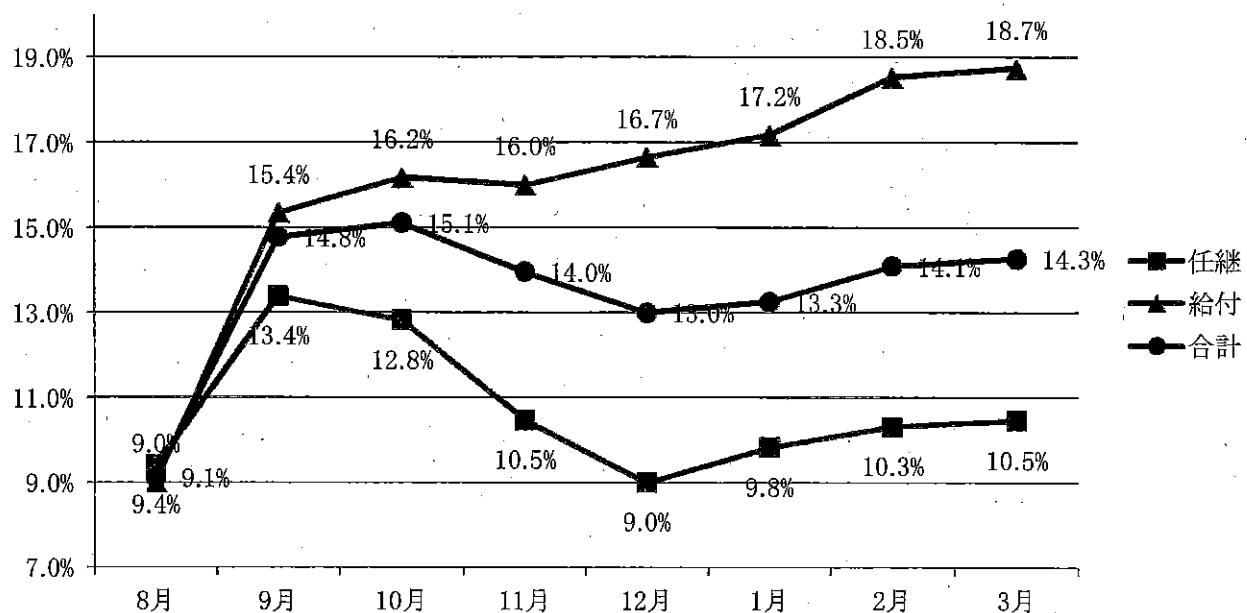
[保険証を送付した疾病任意継続被保険者の方]

指標	23年度	24年度	25年度	26年度
事務処理に要した期間に対する満足度	37.1%	43.0%	70.7%	76.4%
手続き方法に対する満足度	35.7%	44.3%	84.3%	91.3%
職員の応接態度に対する満足度	63.4%	58.0%	93.9%	95.4%
サービス全体としての満足度	36.4%	47.4%	77.2%	82.0%

[傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知を送付した方]

指標	23年度	24年度	25年度	26年度
事務処理に要した期間に対する満足度	40.2%	44.2%	78.4%	80.6%
手続き方法に対する満足度	31.0%	37.1%	87.5%	82.4%
職員の応接態度に対する満足度	56.0%	52.6%	90.1%	90.3%
サービス全体としての満足度	40.2%	47.5%	84.4%	84.5%

【(図表 5-16) 26 年度お客様満足度調査回収率の推移 累計】



また、26 年度においては、アンケートの回答状況等も踏まえつつ、お客様満足度の改善に向け、以下の取組みを行いました。

- ・ 疾病任意継続被保険者の方の資格喪失届書について、他の医療保険制度の被保険者となった場合と後期高齢者医療制度の被保険者となった場合の様式を分けることによって、記載内容の簡略化を図り、好評を得ました。
- ・ 高額療養費の申請については、アンケート回答の中間集計時に、処理期間について満足度の若干の低下が見られたので、申請書上に標準的な処理期間を明示するとともに、申請時に記載不備の多かった記入欄等のレイアウトを見直すことにより、記載誤りによる返戻の防止等を図り、処理期間の短縮に努めました。
- ・ 船員保険部内に設置したサービス向上委員会を引き続き開催し、お客様からの意見等を踏まえて、申請書を加入者の方にお送りする際には、申請時に必要な添付書類等を送付書に明示することとし、これにより書類の添付漏れを防止し、書類不備による申請書の返戻等により処理期間が長くなることがないよう、工夫しました。
- ・ 旅行代理店の契約宿泊施設を利用した宿泊助成事業については、「船員保険通信」に同封したアンケート結果により、加入者の方への周知が十分でないとの結果が出たことから、ホームページの保養事業に関するバナー表示について、より多くの方に目を留めていただけるよう、レイアウト等を工夫し、周知を図りました。

\* 26 年度お客様満足度調査結果の詳細については、参考資料「平成 26 年度お客様満足度調査結果(船員保険)について」をご覧ください。

### 3. 保健・福祉事業の着実な実施

#### (1) 保健事業の効果的な推進

船員保険を含む各医療保険の保険者は、加入者が、生活習慣病の予防等を図り、将来にわたって健康に暮らすことができるよう、40歳以上の方を対象に、毎年、メタボリックシンドロームの予防等に重点を置いた健康診断（特定健康診査（以下「特定健診」といいます。））及び特定健診後の特定保健指導を実施し、その実施状況を翌年度の11月に国に報告することが義務付けられています。

厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針においては、新たに29年度までに達成すべき目標実施率が示されていますが、船員保険においては、これを踏まえ、他の医療保険者における取組み等も参考としつつ、25年4月に、第2期特定健康診査等実施計画（図表5-17参照）を策定し、新目標を25年度から29年度までの5年間において達成できるよう、保健事業を推進しています。

【(図表5-17) 第2期実施計画における実施率目標】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健康診査	40.7%	43.9%	50.7%	57.5%	65.0%
被保険者	60.5%	64.5%	72.5%	80.5%	90.0%
生活習慣病 予防健診	37.5%	38.5%	40.5%	42.5%	45.0%
手帳証明	23.0%	26.0%	32.0%	38.0%	45.0%
被扶養者	12.0%	14.0%	19.0%	24.0%	29.0%
特定保健指導	9.8%	12.7%	18.4%	24.1%	30.0%
被保険者	10.0%	13.0%	19.0%	25.0%	32.0%
被扶養者	5.0%	6.0%	7.0%	8.0%	10.0%

注) 被保険者に係る特定健康診査の実施率については、船舶所有者等から船員手帳の健康証明書データの提供があった方を、「手帳証明」として含めています。

船員保険においては、被保険者数が20名以下の小規模船舶所有者が全体の85%強を占めており、かつ船員の活動場所が広域に点在していることや、乗船中においては、沿岸部を除いてインターネット等の利用も制限されること等を含め、船員との接触が困難であることなどから、効率的な健診の受診勧奨や特定保健指導の実施が難しいという事情もありますが、26年度においても、健診等の実施体制の拡充・工夫や健診等を利用する際の手続きの簡素化及び費用負担の軽減等の取組みを引き続き推進し、より多くの加入者の方に、船員保険における生活習慣病予防健診等を利用いただけるよう努めたところです。

特に、健診等の実施体制の拡充に当たっては、巡回健診の拡充等についても取り組み、船の入出港に合わせた時期、時間帯での健診を行うなど、船員労働の特殊性に配慮した健診等の実施（図表5-18参照）を図りました。

【(図表5-18) 巡回健診実施状況】

	24年度	25年度	26年度
実施回数	314回	315回	330回
受診者数	7,966人	8,541人	8,810人

健診等を利用する際の費用負担の軽減については、後述のとおり、26年度は、消費税引上げの増分を追加負担することとしましたが、被保険者の方及び被扶養者の方それぞれの費用負担額等は、図表5-19及び図表5-20のとおりです。

【(図表 5-19) 被保険者（35歳～74歳）の健診の種類と自己負担額】

健診の種類	自己負担額(上限)	実際の健診総額 (下段:協会補助額)	内容等
生活習慣病予防健診	一般健診 6,609円	21,319円 (14,710円)	検査項目には船員手帳健診の内容を含んでいます。
	巡回健診 4,740円	22,571円 (17,831円)	漁協または会社等の単位での受診となり、上記の一般健診と同内容の検査を健診車で受診します。
	総合健診 11,557円	37,281円 (25,724円)	一般健診よりさらに検査項目を充実させた日帰り人間ドックです。

【(図表 5-20) 被扶養者（40歳～74歳）の健診の種類と自己負担額】

健診の種類	自己負担額(上限)	実際の健診総額 (下段:協会補助額)	内容等
生活習慣病予防健診	一般健診 6,609円	21,319円 (14,710円)	検査項目にはがん検診の内容を含んでいます。
	巡回健診 4,740円	22,571円 (17,831円)	漁協または会社等の単位での受診となり、上記の一般健診と同内容の検査を健診車で受診します。
	総合健診 11,557円	37,281円 (25,724円)	一般健診よりさらに検査項目を充実させた日帰り人間ドックです。
特定健康診査	協会集合Aタイプ： 無料 Bタイプ：健診費用 総額-7,020円	協会集合Aタイプ： 7,020円 協会集合Bタイプ： 健診機関による (7,020円)	メタボリックシンドロームに着目した内容の検査です。（より少ない費用で手軽に健診を受診したい方向け）

26年度における生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実施率については、図表5-21のとおりです。

国に報告する際には、図表5-21の数字に、船員手帳の健康証明書データ取得者分に関する数字を加えて実施状況を報告することとされていることから、図表5-21の実施状況を図表5-17の第2期実施計画における実施率目標とただちに比較することはできませんが、被保険者の方については、生活習慣病予防健診を含む特定健診の実施率は35.9%と、目標の38.5%には届かなかったものの、特定保健指導の実施率は13.3%と、目標13.0%とほぼ同水準でした。

また、被扶養者の方については、生活習慣病予防健診を含む特定健診の実施率は15.7%と、目標の14.0%を上回っており、特定保健指導の実施率は12.4%と、目標の6.0%を大きく上回っています。

なお、特定保健指導の実施率を算出する際には、昨年度までは、その年度中に初回面談を実施し、6か月後評価まで終えた者のみの割合（図表5-21の「6か月後評価」の欄のカギ括弧付きの数字）を報告していましたが、協会けんぽにおいては、前年度に初回面談を実施した者を含めて、その年度内に6か月後評価まで終えた者の割合を計上していることから、26年度より算出方法を見直したところです。

特に、被扶養者の方については、健診内容の充実を通じて受診を促す観点から、25年度より特定健診に代えて生活習慣病予防健診を受診いただけるよう見直しを行ったところですが、これにより被扶養者の方の生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の受診率が顕著に増加したことから、26年度においても同取組みを継続して実施しました。

生活習慣病予防健診を受診される場合には、市町村が実施するがん検診の内容も含む健診となります。手軽な特定健診を受診される方もいらっしゃることから、これらの方には、市町村が実施するがん検診との同時受診をお勧めする等の取組みも併せて実施しました。

【(図表5-21) 生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績(速報値)】

		24年度		25年度		26年度		25年度比較増減	
			実施率		実施率		実施率	受診者数	実施率
生活習慣病予防健診 (被保険者の特定健診) 40~74歳		(対象者) 39,726人 (受診者) 13,957人	35.1%	(対象者) 39,071人 (受診者) 13,937人	35.7%	(対象者) 38,525人 (受診者) 13,823人	35.9%	▲114人 0.2%	
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35~39歳		(対象者) 4,660人 (受診者) 1,983人	42.6%	(対象者) 4,671人 (受診者) 2,055人	44.0%	(対象者) 4,588人 (受診者) 2,042人	44.5%	▲13人 0.5%	
特定健康診査 (被扶養者) 40~74歳		(対象者) 26,433人 (受診者) 2,331人	8.8%	(対象者) 25,640人 (受診者) 3,699人	14.4%	(対象者) 24,979人 (受診者) 3,910人	15.7%	211人 1.3%	
特定保健指導 (被保険者)	初回面談	(対象者) 4,146人 (受診者) 891人	21.5%	(対象者) 4,104人 (受診者) 804人	19.6%	(対象者) 3,981人 (受診者) 736人	18.5%	▲68人 ▲1.1%	
	6か月後評価	218人	5.3%	216人	5.3%	528人 [210人]	13.3% [5.3%]	— [▲6人] [0.0%]	
特定保健指導 (被扶養者)	初回面談	(対象者) 239人 (受診者) 4人	1.7%	(対象者) 406人 (受診者) 49人	12.1%	(対象者) 435人 (受診者) 55人	12.6%	6人 0.5%	
	6か月後評価	1人	0.4%	17人	4.2%	54人 [16人]	12.4% [3.7%]	— [▲1人] [▲0.5%]	

注1) 健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者（独立行政法人等職員被保険者を除く。）を「(対象者)」とし、当該年度中の受診者を「(受診者)」としています。

注2) 船員手帳の健康証明書データ取得分については収集中のため、「(受診者)」及び特定保健指導（被保険者）の「(対象者)」に含めていません。

注3) 25年度までの「6か月後評価」には“前年度に初回面談を実施した方”を含めておりませんが、26年度の「6か月後評価」には含めています。そのため、25年度比較増減は「-」で表示しています。

※[ ]内の数値は、25年度以前と同様の方法で集計した場合の数値です。

なお、前述のとおり特定健診等の実施率の達成状況を国に報告するに当たっては、生活習慣病予防健診等の実施状況に加えて船員手帳の健康証明書データ取得者分も加えた実績を報告することとなっていますが、その実施率は、図表5-22のとおりです。

【(図表 5-22) 船舶所有者からの船員手帳の健康証明書データ取得分を含めた国へ報告する際の実施率】

	22年度	23年度	24年度	25年度
特定健康診査	34.7%	35.3%	38.9%	40.3%
被保険者	52.2%	53.1%	59.0%	57.0%
生活習慣病予防健診受診者	33.8%	34.1%	36.1%	36.7%
船員手帳の健康証明書データ取得分	19.0%	19.6%	23.6%	21.1%
被扶養者	8.8%	9.1%	9.3%	14.8%
特定保健指導	6.3%	6.5%	6.3%	7.2%

注 1) 25 年度の実施率は 26 年 11 月に国へ報告したもの。22 年度～24 年度の実施率は、報告後、国が内容を精査し取りまとめたものです。

注 2) 上記の国に報告する実施率は、年度途中で加入・脱退した方が含まれていないため、図表 5-21 の実施率とは一致しません。

注 3) 「生活習慣病予防健診受診者」の実施率の母数には疾病任意継続被保険者が含まれており、「船員手帳の健康証明書データ取得分」の実施率の母数には疾病任意継続被保険者が含まれていないため、これらを合算しても被保険者全体の実施率とは一致しません。

注 4) 特定保健指導の実施率は、6 か月後評価まで終えた方の実施率です。

注 5) 26 年度実施率は、船員手帳の健康証明書データを 27 年 9 月末までに船舶所有者等から提出していただいた上で、取りまとめる予定です。

## (2) 特定健診及び特定保健指導の推進

26年度においては、特定健診及び特定保健指導の実施率の向上を図るに当たって、一部については、既に(1)の「保健事業の効果的な推進」の項においてもご説明したところですが、以下の取組みを推進しました。

### **①適切な広報を通じた、実施率の向上を図るための取組み**

#### **ア. 広報活動**

協会のホームページや健診業務の委託先である船員保険会のホームページを活用した広報を実施するとともに、「船員保険のご案内」リーフレットにおいても生活習慣病予防健診等について取り上げ、協会支部、年金事務所などの窓口に設置しました。

また、全ての被保険者及び船舶所有者の皆様にお送りする「船員保険通信」を活用し、健診・保健指導のご案内をお送りしました。

さらに、船員保険部で使用する封筒の裏面を活用した広報を通年で実施したほか、被扶養者資格の再確認時において健診に関するチラシを同封するとともに、関係団体等のご協力の下、各団体の機関誌や、「船員ほけん」、「船員しんぶん」等を活用した広報に取り組むなど、積極的に広報を実施しました。

#### **イ. パンフレット等の送付による健診案内**

健診の案内については、生活習慣病予防健診の対象となる被保険者の方、41,354人に対して、年度初めに受診券とともに健診の案内パンフレット等を、船舶所有者の方、4,413社・人へお送りし、船舶所有者の方を通じて配付いただくようお願いしました。

また、生活習慣病予防健診を含む特定健診の対象となる被扶養者の方、24,171人に対しては、年度初めに受診券とともに健診の案内パンフレット等を被保険者の方の登録住所へお送りしました。

また、疾病任意継続被保険者の方、3,254人とその被扶養者の方、2,240人に対しては、被保険者の方の登録住所(3,591世帯)あてに受診券及びパンフレット等をお送りしました。

#### **ウ. 健診未受診者への勧奨**

年度中において、生活習慣病予防健診(被保険者)及び特定健診(被扶養者)をまだ受診されていない方を対象に、11月初旬に、船舶所有者の方と、対象となる被保険者及び被扶養者の方のご自宅(被保険者の登録住所)へ受診勧奨文書をお送りしました。(船舶所有者3,949社・人、被保険者26,722人、被扶養者19,066人)

#### **エ. 年度途中加入者への受診券の送付**

年度途中の加入者の方について、これまででは、ご本人からの申請を待って受診券交付を行っていましたが、26年度からは、ご本人からの申請の有無にかかわらず全ての方に交付することとし、加入者の方の手続きの簡略化を図っています。

## **②特定健診等の利用者負担額の軽減**

消費税率の引き上げ（5%→8%）への対応として、被扶養者に対する特定健康診査・特定保健指導にかかる保険者負担の上限額を引き上げ、集合契約Aの実施機関においては、引き続き無料で特定健診等を受けられるようにしました。

## **③巡回健診の利便性等の向上**

巡回健診の実施に当たっては、これまででは、主に被保険者の方の乗船スケジュールに合わせて漁協等で実施していましたが、26年度においては、被扶養者の方が利用しやすいようにという観点も取り入れ、駅周辺など利便性の高い場所においての開催を検討し、試行的に実施しました。

また、巡回健診においては、オプショナル検査（26年度は肌年齢測定）の追加実施について試行し、被扶養者の受診率の拡大に努めました。

## **④市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報の実施**

年度初めに被扶養者の特定健診受診券等を配付する際に、市町村が実施するがん検診についても、特定健診と同時に受診できる場合がある旨の広報を行いました。

## **⑤船員手帳の健康証明書データの取得**

被保険者の方は、船員法により、1年に1度必ず船員手帳の健康証明を受けることになっているため、船員保険部では、生活習慣病予防健診を受診されなかつた方に対し船員手帳の健康証明データの提供をお願いし、より的確に被保険者の方の健康状態を把握するよう努めています。

このため、26年6月には、約3,400の船舶所有者の方に対し、前年度に生活習慣病予防健診が未受診である方の船員手帳の健康証明書データの提出をお願いしました。

また、11月初旬に健診未受診者に対して受診勧奨文書を自宅へ直接お送りする際にも船員手帳の健康証明書データの提出をお願いしたほか、船舶関係団体等にも本件に係る広報にご協力をいただきました。

## **(3) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み**

加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的として、23年度から「船員保険生涯健康生活支援事業」を実施しております。26年度は次の事業を実施しました。

### **①オーダーメイドの「情報提供冊子」の送付**

生活習慣病予防健診を受診しても自らの健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、一人ひとりの健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」を作成し、26年4月から10月までに生活習慣病予防健診又は特定健康診査を受診された方に配付するとともに、26年度には船員手帳健康証明書データの提供があった被保険者の方にも配付しました。

【配付状況】26年9月～27年1月 約6,700部を個別に直送

26年度においては、特定保健指導を受けていただく必要性が高い方や糖尿病などの疑いがあって、重症化予防に積極的に取り組んでいただきたい方等、配付対象者を以下のアカ

らウの方に重点化した上で、一人ひとりの健診結果等に応じた健康情報の提供を実施しました。

- ア. 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導をご利用いただきたい方
- イ. 糖尿病、脂質異常症及び高血圧の疑いがあり、早期に医療機関を受診いただきたい方
- ウ. 船員保険に加入後、初めて生活習慣病予防健診又は特定健康診査を受診される方

(35歳又は40歳の方)

## ②「出前健康講座」の実施

船員の方が研修や会合等で集まられる機会をとらえて少し時間を割いていただき、保健師等を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を受けていただく、いわゆる出前健康講座の取組みを積極的に実施しました。

講習のテーマは、メタボ対策から生活習慣病(特に糖尿病や高血圧など)の予防まで様々ですが、船舶所有者や参加される被保険者等の皆様のご希望を踏まえて、健康づくりに積極的に取り組んでいただく述べきッかけとなるようなお話をさせていただくもので、26年度は全国10ヶ所で11回開催(参加者数:約370名)しました。

【(図表5-23) 出前健康講座実施状況】

順位	場所	実施月	講座名	参加人数
1	横浜市	5月	10年後の健康を考えて - メタボリックシンドローム -	16名
2	下松市	5月	メタボ撃退! 今できることは~あなたの「これから」を健康が支えます~	13名
3	鹿児島市	6月	睡眠と生活習慣病	72名
4	八戸市	7月	メタボを見直し、血管を若々しく!!	34名
5	和歌山市	9月	できる事から始めよう! ~生活習慣の見直し~	44名
6	周南市	10月	睡眠と生活習慣病について	44名
7	室蘭市	11月(2回)	健診結果を上手に利用しましょう ~動脈硬化~	33名
8	福岡市	1月	10年後の健康を考えて - メタボリックシンドローム -	40名
9	尾道市	2月	煙草の害を再チェック! ~自分や周りの人たちの体を守るために~	34名
10	萩市	2月	知っておこう! 糖尿病予備群のこと	37名

## ③「健康度カルテ」の提供

26年度においては、船舶所有者の方々に、健康づくりに対する理解や意識を高め、船員の健康増進に積極的に取り組んでいただくためのきっかけとなるよう、健診結果データに基づき、事業所単位で「健康度カルテ」を作成し、事業所を訪問の上、提供する取組みをモデル的に行いました。

「健康度カルテ」では、血圧・脂質といった生活習慣病に関わるリスクの保有率などについて、自社の船員の状態が船員保険に加入する船員全体の平均と比べてどれだけ乖離しているかということを、レーダーチャートにより相対的に確認できるようになっています。

また、保健師からのコメント欄を設け、船舶所有者ごとの気になるリスクや改善のポイントなどについて、アドバイス等を記載しています。

#### (4) 福祉事業の着実な実施

26年度においても、引き続き、船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業を、専門的技術、知見等を有する関係団体の協力の下に実施しました。

洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に、無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院）に、また、保養事業等については、一般財団法人船員保険会等にそれぞれ業務委託し、事業の円滑かつ効率的な実施に努め、加入者の生命の安全確保及び福利厚生の向上を図りました。

特に、無線医療助言事業については、事業の担い手である旧船員保険病院の運営主体が26年度以降、一般財団法人船員保険会から独立行政法人地域医療機能推進機構に変更され、無線医療助言要請先のメールアドレスが変更になったこと等について、加入者や船舶所有者に対する周知・広報の徹底を図り、事業の円滑な移行及び継続に努めました。

保養事業については、各施設の利用状況や船員保険協議会におけるご意見等も踏まえた上で、事業内容について必要な見直し等を行い、その効率的かつ効果的な事業の実施に努めました。

また、26年4月からは、保養事業における新たな取組みとして、旅行代理店の契約宿泊施設を活用した宿泊助成事業を開始したところであり、26年12月からは、24年10月以降休止していた、神戸の船員保険総合福祉センターが、新たな運営主体の下、一部の事業（日帰り入浴サービス事業）を再開しました。

船員保険部では、これらの動きについて、加入者や船舶所有者の皆様に積極的に情報提供し、その周知、広報に努めました。

【(図表 5-24) 福祉事業の実績 (25~26年度)】

		25年度	26年度	前年度比
無線医療助言事業	通信数	1,088	913	▲175
洋上救急医療援護事業	出動件数	18	25	7
保養事業	利用宿泊数	10,319	11,028	709
	入浴利用数	4,543	7,691	3,148
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	1,607	2,299	692
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	利用者数	-	214	-
	利用宿泊数	-	298	-

## 4. 組織運営及び業務改革

### (1) 組織や人事制度の適切な運営

#### ①実績や能力本位の人事の推進

個々の職員の役割や目標を明確化するため、全職員が半期ごとに目標達成シートを作成し、目標管理で設定した目標に対する達成度を含め、その期間の取組内容や成果を人事評価に反映する目標管理方式による人事評価を行い、6月及び12月の賞与、7月の定期昇給及び昇格、全国規模の人事異動に反映する等、適切な運用を実施しました。

#### ②協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

節目となる4月、10月及び1月に全職員に対して理事長からのメッセージを発信し、協会のミッションや目標についての徹底を図りました。

また、部長、グループ長、リーダー、スタッフの各階層を対象として、協会のミッションや目標、業務・システムの刷新の目的、職員へ期待すること等、各階層に求められる役割について研修を行い、協会の理念のもと新たな組織風土・文化の更なる定着に取り組みました。

さらに、協会の理念を実践し、協会の事業展開、取組みを支え、発展させることができる組織風土の定着と職員の意識改革をさらに促す人事制度の構築を目指し、人事制度改定の検討を進めています。

具体的には、役割等級制度、人事評価制度、給与制度及び人材育成制度のそれぞれの制度が、有機的に結びつきを持った仕組みとし「実績や能力本位の人事」の徹底に加え、「人材育成と職員のモチベーションの維持・向上」といった新たな視点を加えて検討してきました。

26年度は「人事制度検討委員会」において、これらの人事制度改定の基本的な方向や改定内容について議論を行ってきました。今後は人事制度の改定に向け具体的な検討を進めていくこととしています。

#### ③コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、職員に行動規範小冊子を配布し、常時携行させ、コンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する意識の醸成を図っています。26年度は本部コンプライアンス委員会を11月に開催し、通報事案についての措置の決定等を行うとともに、コンプライアンスの重要性を再認識することをテーマとして取り上げた「コンプライアンス通信」を4月と12月に発行して意識の啓発を行っています。

#### ④リスク管理

26年4月にリスク管理委員会を開催し、大規模地震発生時に協会が最優先で取組むべき事項を定めた「初動対応マニュアル」の策定に向けたロードマップ等の審議を行いました。

この結果を受けて、コンサルティング会社との協働のもと、初動対応マニュアルの策定作業を開始し、リスク管理委員会での審議を経て27年4月に完成しました。

27年2月には、本部所在地において震度6弱の地震が発生したとの想定でリスク管理委員等を対象に模擬訓練を実施し、災害対応能力の向上に努めました。

なお、27年度には、災害発生時においても重要業務を継続・速やかに復帰するための具体的手順等をまとめた「事業継続計画」の策定を開始する予定としています。

## **(2) 人材育成の推進**

各階層に求められる役割についての理解と必要な能力の修得を目的とした階層別研修、各業務に必要な知識の習得、スキルのアップを目的とした業務別研修等を実施し、人材の育成・開発を推進しました。

階層別研修として、新任支部長研修、部長研修、グループ長研修、リーダー研修、スタッフ研修、一般職基礎研修等を、開催しました。特に役員が協会のミッションや目標、業務・システム刷新の目的、それぞれの階層に期待すること等を直接研修生に講話する機会を設けるとともに、組織マネジメント、リーダーシップ、問題解決力等について研修を行いました。

また、船員保険に特化した取組みとしては、船員の方等を取り巻く環境等について学ぶため、国土交通省海事局の関係者を講師とする勉強会等を開催しました。

船員保険部発足から6年目を迎え、各職員には今まで以上に主体的な行動が求められることから、新たな目標に沿って研修テーマの集約を行うとともに、特に若手職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取組む姿勢を持つことができるようスタッフ研修においてキャリア開発に関する研修を行いました。

また、集合研修とは別に新任のリーダーを対象としたe-ラーニングを導入し実施しました。

業務別研修については、各業務の特性に応じた内容及び形態で研修を行っており、統計分析研修、レセプト点検員ブロック研修、求償事務担当者研修、事務処理誤り発生防止研修、CS向上研修等を、開催しました。

特別研修については、セクハラ相談員研修、訴求力・営業力・発信力研修の2講座で計4回開催しました。26年度の実施時の反省点を踏まえて27年度も実施していくこととしています。

研修制度については、人事制度改定の検討にあわせて、現行の研修体系を見直し新人材育成制度案を検討しました。

## **(3) 業務改革の推進**

船員保険の業務等に対するお客様等からの声を収集、分析することとしたほか、多角的な視点から業務改善策等を検討し、業務の効率化とお客様サービスの向上を推進するため、25年度に、船員保険部内にサービス向上委員会を設置し、26年度においても、四半期ごとに開催しました。

また、システム関係では、レセプト点検の実施に当たって、自動的に対象レセプトを抽出するシステムを10月に導入し医療費の適正化に努めました。

## **(4) 経費の節減等の推進**

事務費削減のための取組みとしては、コピー用紙、トナー、各種封筒等については本部において全国一括入札を行い経費削減と在庫管理の適正化を図ったほか、消耗品については

Web を使った発注システムにより、調達手続きを簡素化するとともに、スケールメリットによるコストの削減及び随時発注による在庫量の削減を図りました。

また、調達に当たっては、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約が必要なものについては、調達審査委員会において個別に調達内容、調達方法、調達費用等の妥当性について審査を行っています。これらの調達実績については、ホームページ上で公表を行っており、調達の透明性を確保しています。

## 第6章 東日本大震災における影響と対応について

東日本大震災により被災した加入者や船舶所有者の皆様に対して、23年度は「東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（特別法）及び国の方針に基づいて、保険料の免除や納付期限の延長、一部負担金等の猶予や免除等に関する対応を行いましたが、24年度以降は、国の方針及び財政措置に基づき、「原発事故に伴う警戒区域等※の被災者」について一部負担金等の免除等の措置を延長するなど、以下のような対応を行っています。

※ 旧警戒区域、旧計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）

### (1) 医療機関等における一部負担金の免除

震災後まもなく被災された加入者が医療機関等で受診した場合には、医療機関等の窓口で一部負担金等を支払わずに（支払の猶予）受診することを可能としていましたが、特別法の成立後、被災された方については一部負担金等を免除することとし、23年7月1日以降は、免除を受けるためには協会などの保険者が発行する免除証明書の提示が必要となりました。

この一部負担金等の免除を受けることができる期間は、特別法において、国からの財政措置がある24年2月末日までとしていましたが、「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」については、24年度政府予算において、24年3月以降も引き続き財政措置がされたことから、25年2月末日まで延長されました。なお、政府予算で財政措置がされない「その他の被災者（住居の全半壊等）」についても、健康保険法等の規定に基づく保険者判断により協会として24年9月末日まで免除を継続することとしました。

25年度以降の政府予算においても、「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」については、同様の財政措置<sup>(注)</sup>がとられており、28年2月末日まで延長されることとなりました。（「その他の被災者（住居の全半壊等）」については24年9月末で措置を終了しています。）

（注）原発事故に伴う警戒区域等の被災者のうち、25年度までに避難指示が解除されている地域の上位所得者については、26年10月以降の受診分から国の財政措置の対象にはなりませんが、27年2月までは一律に免除対象としています。また、26年度中に避難指示が解除されている地域の上位所得者については、27年9月末までの受診分が国の財政措置の対象であり、この間まで免除対象としています。

### （参考）協会における一部負担金等の免除証明書の発行状況（累計）

#### 〔船員保険〕

	発行枚数
27年3月31日現在	8,995

## (2) 特定健診及び特定保健指導に係る自己負担の還付

震災後、被災された加入者の方が、生活習慣病予防健診、特定健診及び特定保健指導を利用された場合には、一定の要件を満たせば申請により保険者から自己負担分が還付されます。

26年度においても、「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」の方について、自己負担の還付を行う取扱いが延長（27年3月末日まで）されました。されましたが、26年度中に生活習慣病予防健診等を利用された方からの申請はありませんでした。

なお、24年度及び25年度において生活習慣病予防健診等を利用された方のうち、26年度において、自己負担の還付を申請された方は、18件（生活習慣病予防健診18件、特定健診0件）でした。

## 第7章 平成26年度の総括と今後の運営

### 1. 平成26年度の総括

26年度においては、各種現金給付の支払いや保険者証の交付などの基本的な業務については、加入者の視点に立ち、迅速かつ正確なサービスの提供を着実に努めた結果、傷病手当金等の支給等に要する日数を定めたサービススタンダードについては、年間を通じて100%を達成、維持することができ、傷病手当金等の支給決定通知書をお送りする際等において実施したお客様に対する満足度調査においても、25年度と同様に高い評価をいただきました。

保険者機能の強化、発揮という観点からは、これまでも、加入者や船舶所有者の皆様に船員保険事業について理解を深め、より身近に感じていただくため、情報提供や広報の充実に努めるとともに、効率的な医療の実現に向けて、ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の効果的な実施等に積極的に取り組んできたところですが、26年度においては、これらに加えて、加入者の皆様の健康づくりにおいて積極的な役割を果たすことが求められるようになりました。

医療保険事業の安定した運営を確保するためには、保険者における様々な取組みの中でも、加入者の皆様が将来にわたって健康に暮らすことができるよう支援していく保健事業の役割、重要性が高まっていますが、昨年6月には、国から健康保険組合等に対し、医療費情報（レセプトデータ）等の分析に基づき、加入者の健康保持増進のための取組みを効果的かつ効率的に実施するための事業計画として、“データヘルス計画”を作成・公表し、その実現を図るよう、求められたところです。

こうした動きを受けて、船員保険においても、26年度においては、健診データ等の分析等に基づき、27年度から29年度までの3か年を計画期間とする「船員保険データヘルス計画」を策定したところです。

また、情報提供・広報の充実については、新たにメールマガジンの配信サービスを開始し、加入者や船舶所有者の皆様へ役立つ情報をタイムリーにお伝えする等の取組みを行うとともに、インターネットを利用されない方々等を対象とした紙媒体による広報の充実にも取り組み、27年1月から実施された高額療養費制度の見直しや下船後の療養補償制度等についても、丁寧な情報提供を心がけました。

さらに、効率的な医療の実現に向けた取組みとしては、ジェネリック医薬品の使用促進に関する取組みを強化するとともに、レセプト点検の実施に当たっては、これまでの取組みに加えて、点検対象とすべきレセプトを自動的に抽出するシステムの開発・導入を進め、その効果的な実施を図る等の取組みを行いました。その結果、ジェネリック医薬品の使用割合については、27年3月末で、国が29年度末までの目標として掲げた60%を上回る実績をあげることができました。

保健事業については、生活習慣病予防健診を含む特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を目指して、引き続き、健診等の実施体制の拡充・工夫や健診等を利用する際の手続きの簡素化及び費用負担の軽減等の取組みを推進しました。被扶養者については、25年度から生活習慣病予防健診を受診できるよう見直した効果があり、特定保健指導については、目標を大きく上回る実績をあげるなどの成果が見られましたが、被保険者については、健診の受診率の伸びが頭打ち

状態にあり、今後 29 年度末までに国から示された目標値を達成するには、なお一層の取組みが必要と思われます。

なお、保健事業については、健診等の事業に加え、加入者に対して、生涯にわたって健康な生活が送れるよう支援していくため、データヘルス計画に基づく健康づくりの取組みを先取りする形で、一人ひとりの健診結果に応じた、いわゆるオーダーメイドの「情報提供冊子」の配付や船員の方々が集まる研修等の場に保健師等が講師として伺い、健康づくりに関するお話をさせていただく出前健康講座などの取組みも行いました。

また、福祉事業については、船員労働の特殊性を踏まえ、関係団体等の協力の下で、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等を実施しました。とりわけ、無線医療助言事業については、26 年 4 月より、事業の担い手である旧船員保険病院の運営主体が、一般財団法人船員保険会から独立行政法人地域医療機能推進機構に変更されたため、事業の円滑な移行及び継続が図られるよう努めました。

さらに、保養事業については、各施設の利用状況や船員保険協議会におけるご意見等も踏まえた上で、事業内容について必要な見直し等を行い、その効率的かつ効果的な事業の実施を図りましたが、26 年 4 月からは、併せて、旅行代理店の契約宿泊施設を活用した宿泊助成事業が始まる等したところであり、船員保険部では、これらの動きについて、加入者や船舶所有者の皆様に積極的に情報提供し、その周知、広報に努めました。

事業運営全般についてみると、決算からは、財政的にも比較的安定した 1 年であったと評価できると思います。被保険者数は、漁業関係者の減少が続いていることの影響を受けて、全体では依然としてわずかながら減少していますが、汽船関係者に限れば、わずかながら増勢に転じるという変化があり、保険料を負担いただく際の基礎となる被保険者の皆様の所得についても、3 年連続で増加しており、協会が船員保険事業の運営に携わるようになって以来最高水準となるなど、制度の安定運営を図る上で追い風となる変化も見られました。

しかしながら、収入のうちには、被保険者の保険料負担を軽減するために、毎年、準備金を取り崩して繰り入れている約 15 億円が含まれていることや、医療費について見ると、加入者 1 人当たりの医療費は、4 年連続で増加しており、医療給付費も昨年度がほぼ前年度並みであったものが、1 年ぶりに増勢に転じるなどの状況にあること、今後高齢化の進展に伴って増大することが確実な高齢者の医療費を支えるための支出が依然として船員保険全体の支出の約 3 分の 1 を占めていること等に鑑みれば、安定した制度運営を維持していくためには、加入者数や医療費等に関する各種指標の動向を見極めながら、中長期的な視点から、慎重な事業運営を継続していくことが必要と思われます。

## 2. 今後の運営

27年度の事業運営に当たっては、まず第一に、26年度に策定した「船員保険データヘルス計画」について、初年度の取組みを着実かつ効果的に実施することを通じて、加入者の健康づくりを効果的かつ効率的に支援、促進し、中長期的には医療費負担の軽減を実現することができるよう、努めてまいります。

特に船員保険の加入者については、これまでの健診結果データ等から、他の医療保険の加入者と比べてメタボ該当者の割合が高く、国民全体と比べると喫煙率が極めて高いという特徴があることが明らかになっていることから、その改善を図るに当たっては、加入者個々人への働きかけにとどまらず、船舶所有者の方々や関係団体等と協働して、職域全体で取組みを推進していくことが重要になると思われますので、関係者間の連携強化を図ってまいります。

なお、データヘルス計画を実施していく上では、PDCAサイクルの考え方則って、適宜その実施状況をフィードバックし、計画の見直しを柔軟に行っていくことが必要となります。見直しを適切に行っていく上では、外部機関の活用等も視野に入れながら、データの収集、分析体制の整備、強化についても取り組んでまいります。

また、事業運営に当たっては、引き続き、情報提供や広報活動を強化し、積極的に情報発信を行っていくとともに、アンケート調査等も活用して、被保険者や船舶所有者の皆様のご意見やご要望等を幅広く収集し、事業方針の決定等にできるだけ反映させてまいりたいと考えます。

さらに、効率的な医療の実現に向けて、ジェネリック医薬品の使用促進の取組みをさらに強化するとともに、レセプト点検や被扶養者資格の確認業務等を的確に実施してまいります。

また、特定健診及び特定保健指導の実施に当たっては、これまでの受診率向上の取組みを踏まえて、被扶養者については、一定の成果が出てきていますが、国が示された29年度末の実施率の目標水準を達成するためには、これまでの受診率向上の取組みを加速していく必要があることから、民間の健診実施機関あるいは保健指導実施機関等の協力も得ながら、事業の実施体制の整備、強化を図ってまいります。

27年度は、上に述べたような取組みを積極的に進めることにより、医療費や傷病手当金等の現金給付の給付主体としてだけではなく、加入者の皆様が将来にわたって、安心して健康に暮らすことができるよう、その健康づくりを支援する上で積極的に役割を果たすことができる、存在感のある保険者となることを目指して、業務に励んでまいりたいと考えております。

今後とも、船員労働の特性を十分考慮した事業実施を図るとともに、各種指標の動向、中長期的な財政見通し等を踏まえながら、安定的な事業運営に努めてまいりますので、引き続き、ご支援ご協力を願いいたします。

協会の運営に関する各種指標（船員保険関係数値）

【目標指標】

		目標	実績
サービススタンダードの遵守	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数の目標（10営業日）の達成率	100%	100% (100%)
	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数	10営業日以内	平均 5.90 日 (平均 6.62 日)
保険証の交付	資格情報の取得（年金事務所からの回送）から保険証送付までの平均日数	3営業日以内	平均 2.00 日 (平均 2.00 日)
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得（年金事務所からの回付）のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	3営業日以内	平均 1.99 日 (平均 2.12 日)
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者	38.5% 35.9% (35.7%)
		被扶養者	14.0% 15.7% (14.4%)
船舶所有者健診の実施	船員手帳健診のデータ取込率	26.0%	※1 (21.1%)
保健指導の実施	特定保健指導実施率※2	被保険者	13.0% 13.3% (5.3%) [5.3%]
		被扶養者	6.0% 12.4% (4.2%) [3.7%]
レセプト点検効果額	加入者1人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース）	25年度を上回る	113円 (120円)

※1 26年度の船員手帳健診データについては、現在、実績データ取込中である。

※2 25年度までの「6か月後評価」には“前年度に初回面談を実施した方”を含めておりませんが、26年度の「6か月後評価」には含めています。なお、〔〕内の数値は、25年度以前と同様の方法で集計した場合の数値である。

※3 ( ) 内は、25年度の数値である。

【検証指標】

		実績	
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数	18 件	( 37 件)
	疾病任意継続関係	0 件	( 2 件)
	船員保険給付種別	療養費	2 件 ( 7 件)
		高額療養費	1 件 ( 3 件)
		傷病手当金	1 件 ( 4 件)
		休業手当金	5 件 ( 0 件)
		出産手当金	0 件 ( 0 件)
		出産育児一時金	0 件 ( 2 件)
		療養補償証明書	2 件 ( 0 件)
		その他	0 件 ( 0 件)
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容	健診関係	1 件 ( 3 件)
		保険証関係	4 件 ( 8 件)
		その他	2 件 ( 8 件)
		苦情	5 件 ( 16 件)
お客様満足度	調査内容と満足度	ご意見ご提案	22 件 ( 34 件)
		お礼・お褒めの言葉	12 件 ( 16 件)
		申請に対する満足度	79. 0% (75. 1%)
		手続き方法に対する満足度	85. 9% (85. 7%)
レセプト点検		職員の応接態度に対する満足度	92. 4% (91. 9%)
		サービス全体としての満足度	83. 5% (81. 3%)
		被保険者1人当たり資格点検効果額	5, 172 円 (4, 246 円)
業務の効率化・経費の削減		被保険者1人当たり外傷点検効果額	791 円 (760 円)
		被保険者1人当たり内容点検効果額	1, 263 円 (1, 994 円)
		船員保険給付担当職員 1人当たりの給付業務処理件数	1, 507 件 (1, 538 件)
		契約件数及び割合 (100 万円を超える契約)	24 件 [100. 0%]
		一般競争入札による契約	6 件 [25. 0%]
		企画競争による契約	0 件 [0. 0%]
		随意契約	18 件 [75. 0%]
		随意契約の内訳 (100 万円を超える契約)	18 件 [100. 0%]
		事務所賃貸（工事、清掃等）関係	1 件 [5. 6%]
		システム（改修、保守、賃貸）関係	9 件 [50. 0%]
		一般競争入札不落による契約	1 件 [5. 6%]
		その他	7 件 [38. 8%]

業務の効率化・経費の削減	コピー用紙等の消耗品の使用状況	コピー用紙	421 箱 (440 箱)
		プリンタートナー(黒)	38 個 (35 個)
		プリンタートナー(カラー)	38 個 (38 個)

※1 船員保険給付担当職員1人当たりの給付業務処理件数については、長期給付（障害年金等）の処理に係るものを除く。

※2 ( ) 内は、25年度の数値である。

※3 [ ] 内は、数値の構成比である。

## 平成 26 年度の財務諸表等

平成 26 年度  
決 算 報 告 書

第 7 期

自 平成 26 年 4 月 1 日  
至 平成 27 年 3 月 31 日

全国健康保険協会

# 船員保險勘定

## 決算報告書

(船員保険勘定)

(単位:百万円)

科 目	入			備 考
	予 算 額	決 算 額	差 頓	
保険料等交付金	34,835	34,835	-	
疾病任意継続被保険者保険料	1,009	1,314	305	被保険者数及び標準報酬月額の増
国庫補助金	2,834	2,830	△ 4	特定健康診査・保健指導補助金の減等 注1①
国庫負担金	200	200	-	
職務上年金給付費等交付金	6,068	6,068	-	
貸付返済金収入	2	0	△ 1	
運用収入	95	95	△ 0	
雑収入	168	104	△ 64	返納金収入の減等
累積収支からの戻入	1,487	1,534	46	
計	46,696	46,978	282	
支 出				
科 目	予 算 額	決 算 額	差 頓	備 考
保険給付費	26,701	25,880	△ 821	病義の給付の減等 注1②
拠出金等	11,751	11,665	△ 86	
前期高齢者納付金	4,096	4,101	5	
後期高齢者支援金	6,401	6,397	△ 5	
老人保健拠出金	0	0	△ 0	
退職者給付拠出金	1,253	1,167	△ 86	拠出率の減
介護納付金	3,379	3,379	0	
業務経費	3,140	2,438	△ 701	
保険給付等業務経費	151	106	△ 45	
レセプト業務経費	25	21	△ 4	
保健事業経費	553	443	△ 110	地勤支拂率が予算の見込みを下回ったことによる減等 注1③
福祉事業経費	2,371	1,846	△ 526	特別支給金の減等 注2
その他業務経費	39	22	△ 17	
一般管理費	1,105	850	△ 255	
人件費	403	338	△ 65	注3
福利厚生費	1	1	△ 1	
一般事務経費	700	511	△ 189	システム保守費用の減等
貸付金	2	0	△ 1	
雑支出	191	220	29	職務上年金給付費等交付金返還金の増等 注1④
予備費	290	-	△ 290	
累積収支への繰入	138	-	△ 138	
計	46,696	44,432	△ 2,264	
収支差	0	2,546	2,546	

(注1) 東日本大震災関係の特例等は以下のとおり。

- ① 国庫補助金には、平成26年度災害臨時特例補助金(11百万円)、平成26年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金(0.4万円)を含めて計上している。  
 ② 保険給付費には、一部負担金等免除に伴う費用(1百万円)を含めて計上している。  
 ③ 保健事業経費には、健診及び保健指導の自己負担金の免除に係る費用(0.1百万円)を含めて計上している。  
 ④ 雜支出には、平成25年度災害臨時特例補助金返還金(10百万円)、平成25年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金返還金(0.5万円)を含めて計上している。

(注2) 福祉事業経費には、特別支給金(予算額:1,987百万円、決算額:1,614百万円)など、職務上の事由による保険給付を受給している者に対し附加的に支給する現金給付の費用が含まれている。

(注3) 常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。

(注4) 収支差2,546百万円は、累積収支に繰り入れる。

(注5) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

平成 26 年度

財務諸表

第 7 期

自 平成 26 年 4 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

全国健康保険協会

# 船員保險勘定

## 【船員保険勘定】

## 貸 借 対 照 表

平成27年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 領
資産の部	
I 流動資産	
現金及び預金	10,348,618,606
未収入金	2,559,026,852
未収益	13,824,034
貸倒引当金	△ 296,554,516
流动資産合計	12,624,914,976
II 固定資産	
1 有形固定資産	
建物	12,851,224
工具備品	6,116,274
有形固定資産合計	18,967,498
2 無形固定資産	
ソフトウェア	107,048,082
無形固定資産合計	107,048,082
3 投資その他の資産	
金銭の信託	30,335,514,175
投資その他の資産合計	30,335,514,175
固定資産合計	30,461,529,755
資産合計	43,086,444,731

(単位:円)

科 目	金額
負債の部	
I 流動負債	
未払金	3,286,004,548
未払費用	10,090,139
預り補助金	10,310,942
前受収益	128,675,125
資産除去債務	294,000
賞与引当金	24,188,158
役員賞与引当金	1,348,996
流動負債合計	3,460,911,908
II 固定負債	
退職給付引当金	407,493,638
役員退職手当引当金	507,109
固定負債合計	408,000,747
負債合計	3,868,912,655
純資産の部	
I 資本金	
政府出資金	465,124,590
資本金合計	465,124,590
II 船員保険法第124条の準備金	
準備金	37,868,030,027
準備金合計	37,868,030,027
III 利益剰余金	
当期未処分利益	884,377,459
(うち当期純利益)	(905,400,035)
(うち退職給付会計基準適用に伴う影響額)	(△ 21,022,576)
利益剰余金合計	884,377,459
純資産合計	39,217,532,076
負債・純資産合計	43,086,444,731

【船員保険勘定】

## 損 益 計 算 書

自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額		
経常費用			
事業費用			
保険給付費		25,909,446,280	
拠出金等			
前期高齢者納付金	4,100,920,100		
後期高齢者支援金	6,396,840,164		
退職者給付拠出金	1,166,894,348		
介護納付金		11,664,654,612	
業務経費		3,378,698,506	
保険給付等業務経費			
人件費	270,709,705		
福利厚生費	361,786		
委託費	10,902,905		
郵送費	23,244,004		
減価償却費	104,161,877		
その他	38,179,521	447,559,798	
レセプト業務経費			
人件費	23,054,091		
福利厚生費	47,661		
委託費	6,198,026		
郵送費	803,464		
減価償却費	3,954,822		
その他	481,918	34,539,982	
保健事業経費			
健診費用	285,772,726		
委託費	149,820,522		
郵送費	4,845,347		
その他	490,980	440,929,575	
福祉事業経費			
福祉事業給付金	1,641,386,246		
委託費	182,452,547		
郵送費	4,137,631		
減価償却費	3,643,888		
その他	2,952,566	1,834,572,878	
その他業務経費		22,008,996	2,779,611,229
一般管理費			
人件費		115,855,945	
福利厚生費		100,762	
一般事務経費			
委託費	195,640,149		
地代家賃	98,200,016		
システム関連費	118,812,829		
その他	40,258,759	452,911,753	
減価償却費		1,572,742	
貸倒引当金繰入額		9,673,920	
その他		1,142,079	581,257,201

(単位:円)

科 目	金額		
事業費用合計			44,313,667,828
経常費用合計			44,313,667,828
経常収益			
事業収益			
保険料等交付金収益		34,834,563,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益		1,261,536,855	
職務上年金給付費等交付金		5,911,196,854	
国庫補助金収益		2,793,051,783	
国庫負担金収益		199,587,000	
診療報酬返還金収入		3,096,947	
返納金収入		78,056,526	
損害賠償金収入		33,042,630	
拠出金等返還金収入		262,791	
その他		3,000	
事業収益合計			45,114,397,386
事業外収益			
財務収益			
受取利息	1,967,695		
金銭の信託運用益	82,164,923	84,132,618	
雑益		2,319,125	
事業外収益合計			86,451,743
経常収益合計			45,200,849,129
経常利益			887,181,301
特別利益			
固定資産受贈益		18,219,434	18,219,434
税引前当期純利益			905,400,735
法人税、住民税及び事業税			700
当期純利益			905,400,035

## 【船員保険勘定】

## キャッシュ・フロー計算書

自 平成26年4月1日  
 至 平成27年3月31日  
 (単位:円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 25,907,037,902
拠出金等支出	△ 11,803,512,979
介護納付金支出	△ 3,376,210,506
国庫補助金返還金支出	△ 166,620,335
被保険者貸付金支出	△ 170,700
人件費支出	△ 367,121,599
その他の業務支出	△ 2,983,376,067
保険料等交付金収入	35,155,000,000
疾病任意継続被保険者保険料収入	1,316,409,157
国庫補助金収入	8,897,733,725
国庫負担金収入	199,587,000
拠出金等返還金収入	486,158
被保険者貸付返済金収入	170,700
その他の業務収入	128,158,991
小計	1,093,495,643
利息の受取額	1,967,695
法人税等の支払額	△ 700
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,095,462,638
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,034,029
無形固定資産の取得による支出	△ 69,132,945
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 70,166,974
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	0
IV 資金の増加額	1,025,295,664
V 資金期首残高	9,323,322,942
VI 資金期末残高	10,348,618,606

## 【船員保険勘定】

## 利益の処分に関する書類

(単位:円)

科 目	金 額
I 当期末処分利益 当期純利益 退職給付会計基準適用に伴う影響額	884,377,459 905,400,035 △ 21,022,576
II 利益処分額 船員保険法第124条の準備金繰入額	884,377,459 884,377,459
III 次期繰越利益	-

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は 38,752,407,486円となります。

## 【船員保険勘定】

# 注記事項

### I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成20年9月26日厚生労働省令第144号）に定める基準により作成しております。

### II 重要な会計方針

#### 1. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

償却原価法（定額法）によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	13～15年
工具備品	5～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用ソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年4月23日法律第30号）附則第26条第3項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第27条第2項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和28年8月8日法律第182号）第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4. 船員保険法第124条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和28年8月31日政令第240号）第28条に定める基準により、計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

6. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

### III 会計方針の変更

企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下、「退職給付会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに割引率の決定方法を平均残存勤務期間による算定方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに準じており、当事業年度において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の退職給付引当金が21,022,576円増加し、利益剰余金が21,022,576円減少しております。なお、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

### IV 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において事業費用・一般管理費・一般事務経費の「その他」に含めて表示していました「システム関連費」は、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しました。なお、前事業

年度における「システム関連費」の金額は 31,802,913 円です。

## V 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額 54,628,106 円

## VI 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

## VII キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	10,348,618,606 円
資金期末残高	10,348,618,606 円

## VIII 金融商品関係

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正 15 年 6 月 30 日勅令第 243 号）第 1 条に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

リース取引は、設備投資等に係るものであります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,348,618,606	10,348,618,606	—
(2) 未収入金 貸倒引当金	2,559,026,852 △296,554,516	2,262,472,336	—
(3) 金銭の信託	30,335,514,175	30,439,063,428	103,549,253
資産 計	42,946,605,117	43,050,154,370	103,549,253
(1) 未払金	3,286,004,548	3,286,004,548	—
負債 計	3,286,004,548	3,286,004,548	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 产

##### (1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

(3) 金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

**IX 退職給付関係**

1. 採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	359,472,915 円
会計方針の変更による累積的影響額	21,022,576 円
会計方針の変更を反映した期首残高	380,495,491 円
勤務費用	21,244,455 円
利息費用	3,576,370 円
数理計算上の差異の発生額	6,461,035 円
退職給付の支払額	一円
退職給付債務の期末残高	411,777,351 円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	411,777,351 円
未積立退職給付債務	411,777,351 円
未認識数理計算上の差異	△4,283,713 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	407,493,638 円
退職給付引当金	407,493,638 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	407,493,638 円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	21,244,455 円
利息費用	3,576,370 円
数理計算上の差異の費用処理額	△3,292,738 円
確定給付制度に係る退職給付費用	21,528,087 円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎  
割引率 0.94%

X. 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間終了に伴う撤去費用等に  
関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該リース資産のリース期間（4～5年）と見積り、割引率は当該リース期間に  
見合う国債の流通利回り（0.408%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	294,000 円
時の経過による調整額	一円
期末残高	294,000 円

XI. 重要な債務負担行為

該当事項は、ありません。

XII. 重要な後発事象

該当事項は、ありません。

XIII. その他の注記

東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した平成26年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱  
(平成26年4月9日厚生労働省発保0409第5号厚生労働事務次官通知)の3及び平成26年度東日本  
大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱(平成26年4月1日厚生  
労働省発保0401第3号-4厚生労働事務次官通知)の3に定める事業に係る国庫補助金受入額並びに  
その使用状況は以下のとおりであります。

(単位：円)

対象事業	受入額	使用状況(*1)	残高(*2)
医療保険事業	10,975,000	668,058	10,306,942
特定健診事業	4,000	—	4,000
合 計	10,979,000	668,058	10,310,942

(\*1) 船員保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等による費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

(\*2) 国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に 10,047,189 円を返還し、前事業年度に計上した預り補助金（期首残高 10,047,189 円）を全額取崩しております。

# 附 屬 明 細 書

## (船員保険勘定)

- 1 有形固定資産及び無形固定資産の明細
- 2 引当金の明細
- 3 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細
- 4 国等からの財源措置等の明細
- 5 役員及び職員の給与等の明細

## 【船員保険勘定】

## 附 屬 明 紹 書

## 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:円)

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額	摘要
有形固定資産	建物	18,034,064	1,034,029	-	19,068,093	6,216,869	1,255,641	12,851,224	
	工具備品	51,258,077	3,269,434	-	54,527,511	48,411,237	8,487,737	6,116,274	
計		69,292,141	4,303,463	-	73,595,604	54,628,106	9,743,378	18,967,498	
無形固定資産	ソフトウェア	595,366,727	75,277,960	-	670,644,687	563,596,605	103,589,951	107,048,082	注1
	ソフトウェア仮勘定	9,702,420	-	9,702,420	-	-	-	-	
計		605,069,147	75,277,960	9,702,420	670,644,687	563,596,605	103,589,951	107,048,082	

(注1)当期増加額は、レセプト自動点検機能追加による船員保険システム改修(平成26年度)によるもの(29,845,800円)等であります。

## 2. 引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額			期末残高	摘要
			目的使用	その他	その他		
貸倒引当金	306,705,449	296,554,516	19,824,853	286,880,596	-	296,554,516	注1
賞与引当金	22,564,220	24,188,158	22,564,220	-	-	24,188,158	
役員賞与引当金	1,348,996	1,348,996	1,348,996	-	-	1,348,996	
退職給付引当金	364,942,975	42,550,663	-	-	-	407,493,638	注2
役員退職手当引当金	401,479	105,630	-	-	-	507,109	
計	695,963,119	364,747,963	43,738,069	286,880,596	-	730,092,417	

(注1)当期減少額のその他は、洗替法による戻入額を計上しております。

(注2)当期増加額は、退職給付会計基準適用に伴う影響額(21,022,576円)を調整した後の金額を計上しております。

### 3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金					
政府出資金	465,124,590	-	-	465,124,590	
船員保険法第124条の準備金	38,565,982,557	-	697,952,530	37,868,030,027	注1
利益剰余金					
当期未処分利益	△ 697,952,530	905,400,035	△ 676,929,954	884,377,459	注2

(注1)当期減少額は、前期損失処理による取崩額であります。

(注2)当期減少額は、退職給付会計基準適用に伴う影響額(21,022,576円)を調整した後の金額を計上しております。

### 4. 国等からの財源措置等の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	2,776,986,000	-	2,776,986,000	
特定健診査・保健指導国庫補助金	12,259,000	-	12,259,000	
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	3,138,725	-	3,138,725	
災害臨時特例補助金(医療・保険)	668,058	-	668,058	
事務費負担金	199,587,000	-	199,587,000	
計	2,992,638,783	-	2,992,638,783	

## 5. 役員及び職員の給与費の明細

(単位:円、人)

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	( 58,466 )	( 0 )	( - )	( - )
	17,152,656	1	-	-
職員	( 43,135,060 )	( 21 )	( - )	( - )
	277,912,958	44	-	-
計	( 43,193,526 )	( 21 )	( - )	( - )
	295,065,614	45	-	-

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注4) 非常勤の役員及び職員は、外数として( )で記載しております。

## 参考資料

## 1 調査の概要

加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上を図るため、26年8月1日から27年2月27日までの間において、以下のとおりお客様満足度調査を実施しました。

### (1) 調査対象者

- ① 疾病任意継続被保険者の資格を取得した方
- ② 傷病手当金、高額療養費及び休業手当金を支給した方

### (2) 調査方法

(1) の調査対象者ごとにアンケートはがきを疾病任意継続被保険者の資格を取得した方（以下「疾病任継対象者」という。）には被保険者証を送付する際に、傷病手当金、高額療養費及び休業手当金を支給した方（以下「保険給付対象者」という。）には支給決定通知書を送付する際に同封しました。

### (3) アンケート送付数等

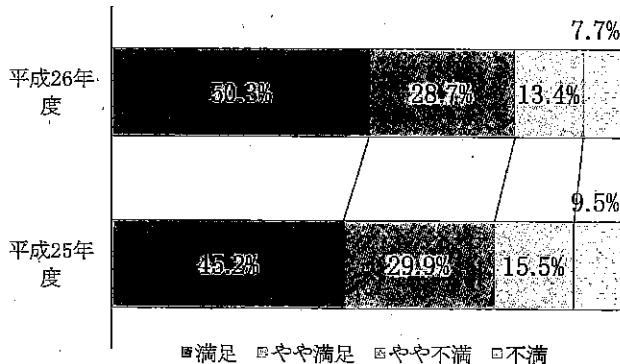
調査対象者	アンケート送付数	アンケート回収数	回収率
疾病任継対象者	2,791名	292名	10.5%
保険給付対象者	2,385名	447名	18.7%
合計	5,176名	739名	14.3%

## 2 調査結果

### (1) 全体（疾病任継対象者、保険給付対象者）

#### [事務処理に要した期間に対する満足度]

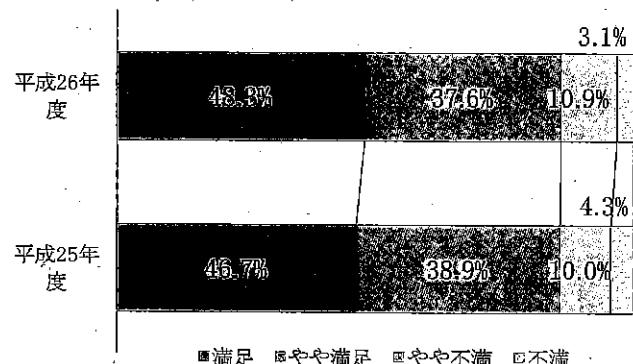
申請から保険証が手元に届くまたは給付金が振り込まれるまでの期間について



■満足 □やや満足 △やや不満 □不満

#### [手続き方法に対する満足度]

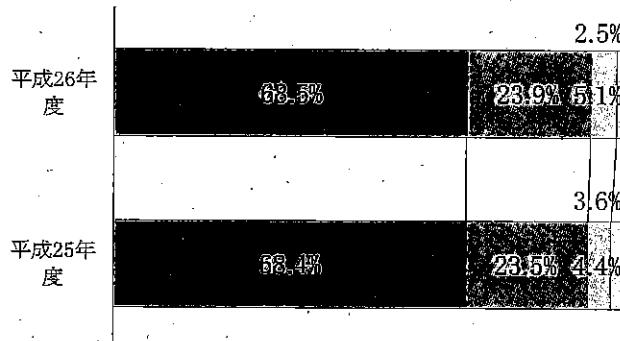
申請書の分かりやすさ、見やすさについて



■満足 □やや満足 △やや不満 □不満

#### [職員の応接態度に対する満足度]

電話によるお問合せに対する説明内容や言葉使いについて



■満足 □やや満足 △やや不満 □不満

#### [サービス全体としての満足度]

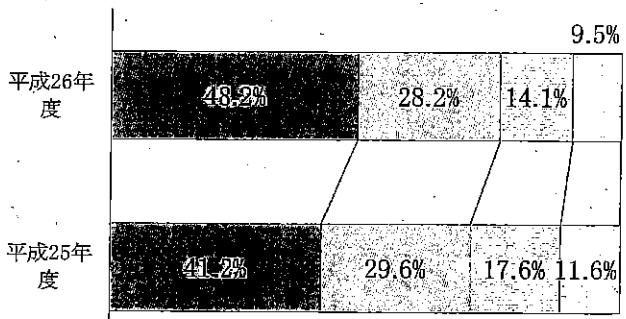


■満足 □やや満足 △やや不満 □不満

### (2) 疾病任継対象者

#### [事務処理に要した期間に対する満足度]

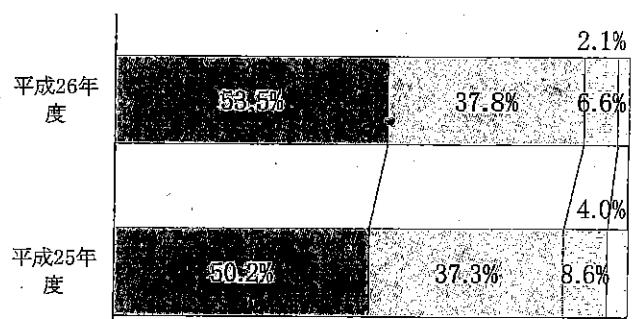
申請から保険証が手元に届くまでの期間について



■満足 □やや満足 △やや不満 □不満

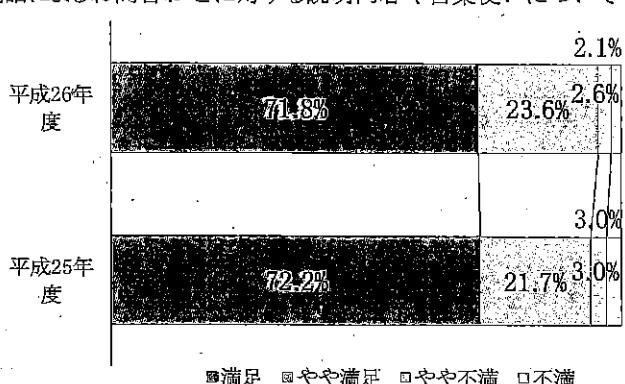
#### [手続き方法に対する満足度]

申請書の分かりやすさ、見やすさについて

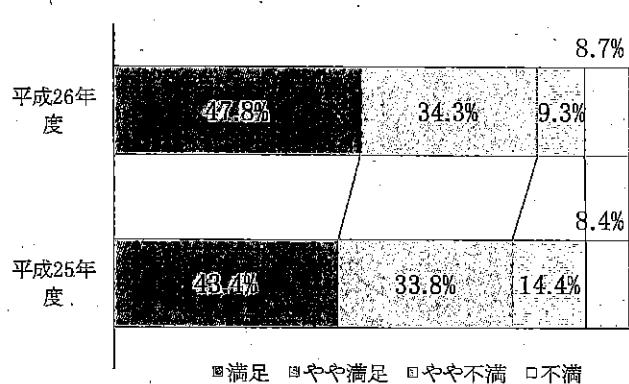


■満足 □やや満足 △やや不満 □不満

[職員の応接態度に対する満足度]  
電話によるお問合わせに対する説明内容や言葉使いについて

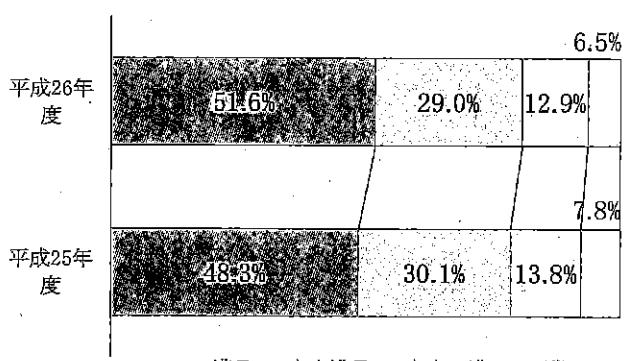


[サービス全体としての満足度]

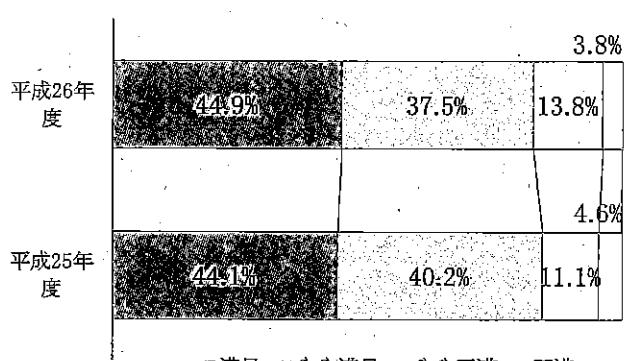


(3) 保険給付対象者

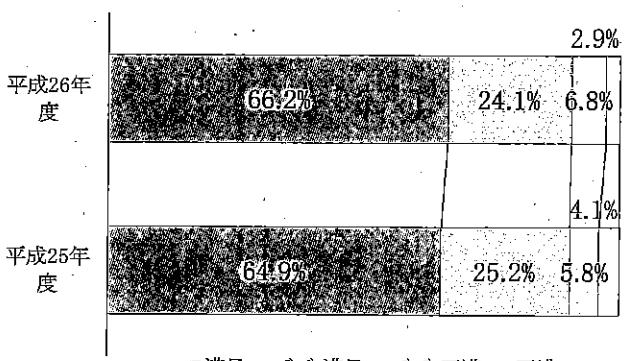
[事務処理に要した期間に対する満足度]  
申請から保険証が手元に届くまたは給付金が振り込まれるまでの期間について



[手続き方法に対する満足度]  
申請書の分かりやすさ、見やすさについて



[職員の応接態度に対する満足度]  
電話によるお問合わせに対する説明内容や言葉使いについて



[サービス全体としての満足度]

